

TPP協定交渉について

平成26年6月

内閣官房TPP政府対策本部

用語説明

WTO=世界貿易機関 (World Trade Organization)



- 159加盟国・地域で、モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。1947年GATTとして始まり、1995年WTOが設立。
- 加盟国は他の全加盟国の同種の産品に対して同じ関税率を適用(=最恵国待遇)。また、自国民と他の加盟国の国民、国内で生産されたものと海外で生産されたもの等を区別しない(=内国民待遇)。
- 独自の強化された紛争処理システムを備える。

※2013年に入りラオス(2月2日)、タジキスタン(3月2日)がそれぞれ正式加盟し、加盟国・地域は159に拡大。

FTA=自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易をWTOの一般ルールよりも自由化する協定(=WTOの「最恵国待遇」の例外)。
- 「実質上すべての貿易」について関税を撤廃する必要がある。(WTOのルール)

EPA=経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

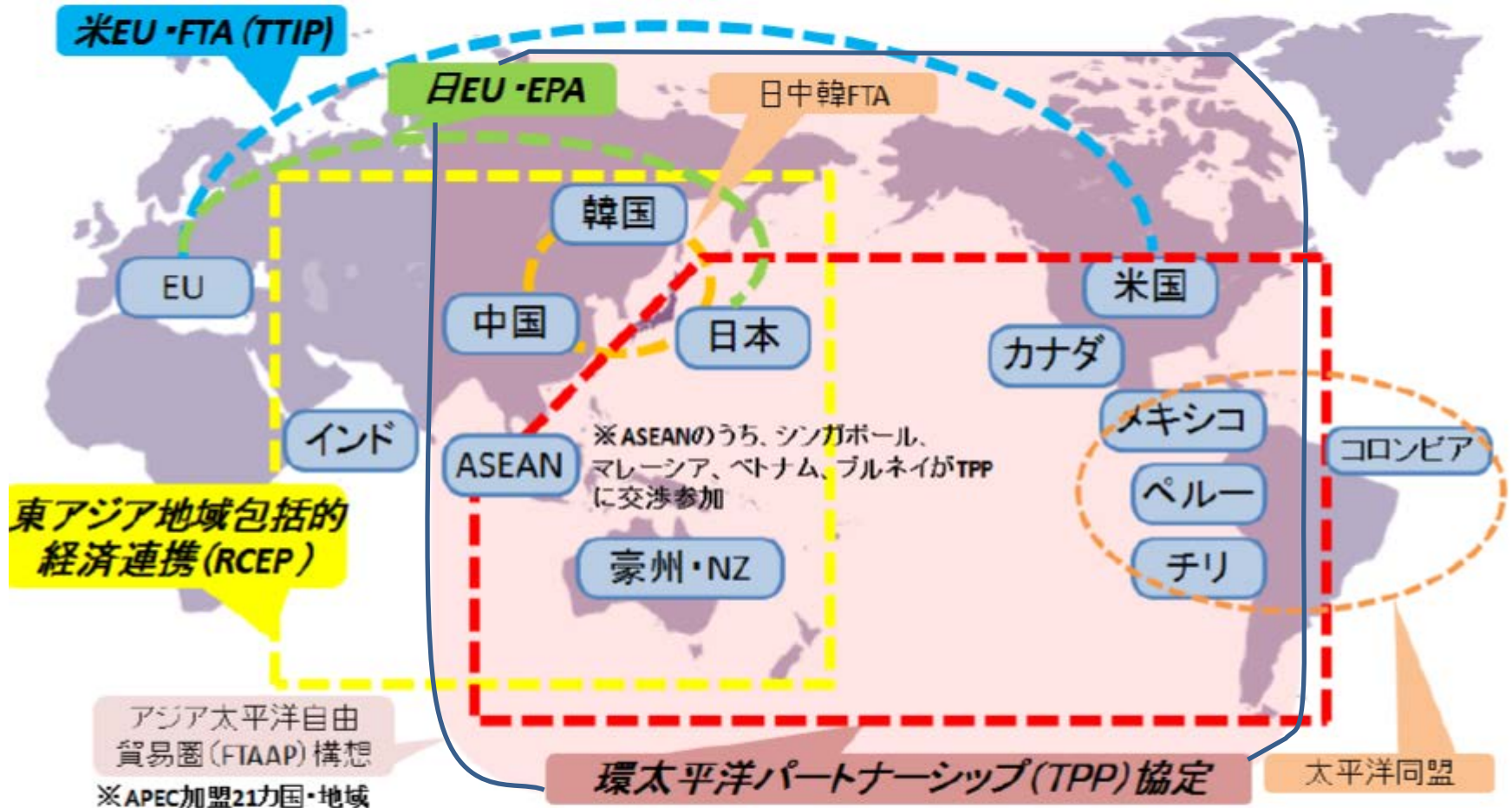
- FTAで扱うモノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い分野のルールを定め、経済関係を強化する協定。

「メガFTA」時代の到来 (JETRO「世界貿易投資報告2013」)

○世界のFTA数は2013年7月1日で252件。2000年以降、2001年を除いて毎年10件以上発効
○WTOの停滞を受けて、TPP, RCEP, 日EU, TTIP(米EU)の4つのメガFTAが始動。

日本のTPP参加がメガ時代の引き金になる。

○TTIPが世界シェア45%。TPP, RCEP, 日EUは各々世界の約3割。日本が参加する3メガFTA合計で、GDPシェア79.4%、FTAカバー率も73.5%となり、FTAにおけるプレゼンスは一気に拡大。



経済連携は、非参加国にはマイナスの影響

- 経済連携は貿易自由化により、参加国の間では貿易拡大効果。
他方、経済連携協定の非参加国は、輸出市場の喪失やサプライ・チェーンから外れる危険性。（参加国と非参加国での「貿易転換効果」）
- 最近、韓国等がTPPの参加について関心を表明。

関税の撤廃および非関税措置の削減

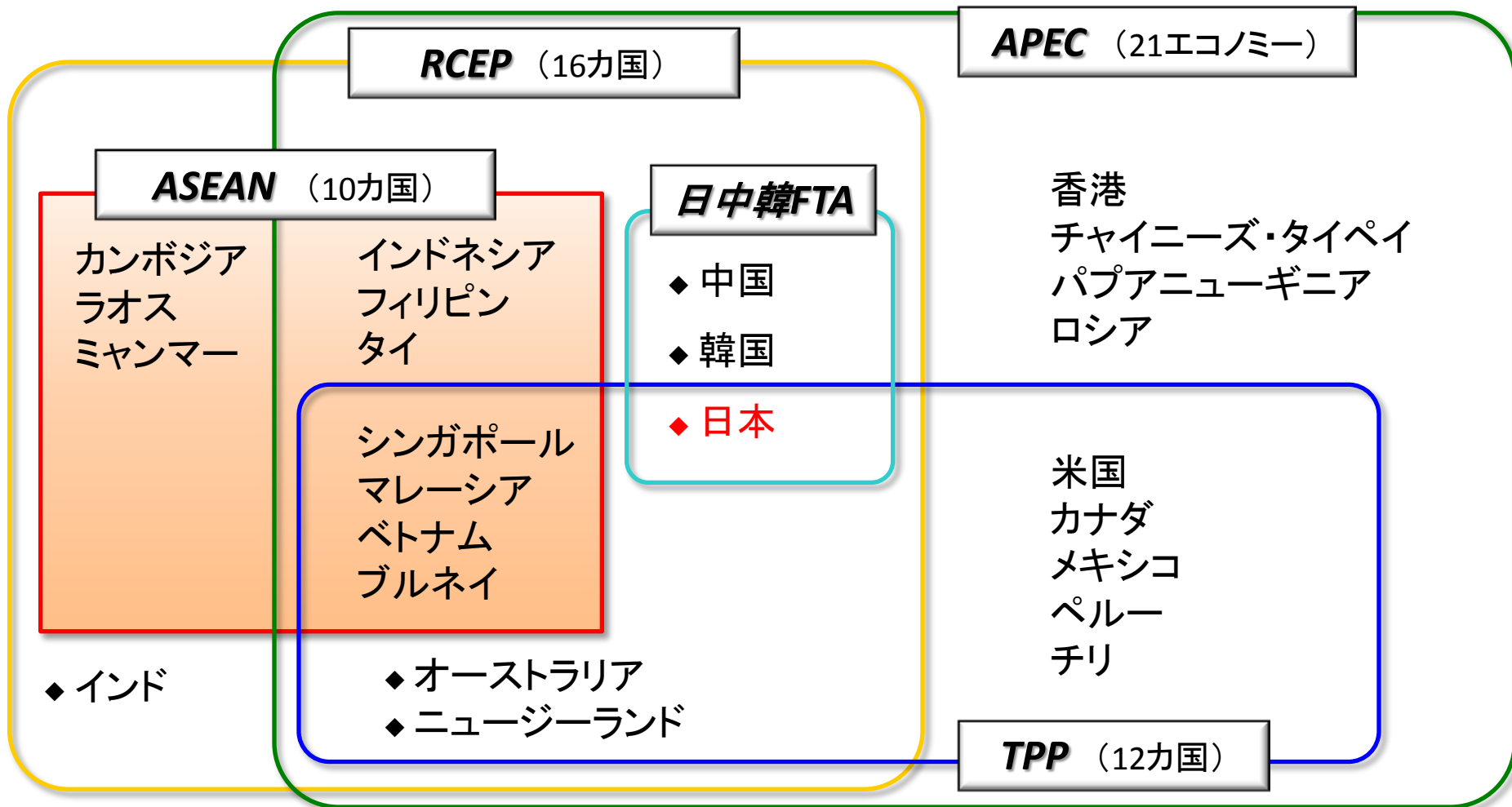
	TPP	RCEP	FTAAP	日EU	TTIP
日本	1.6	2.8	3.2	0.8	-0.2
中国	-0.4	3.4	6.0	-0.2	-0.3
韓国	-0.6	6.4	7.1	-0.1	-0.2
米国	0.8	0.0	1.7	-0.1	0.4
EU	-0.1	0.0	-0.6	2.0	2.0

(注) 数字は、等価変分のGDP比(%)

(出典) 経済産業研究所 川崎 研一氏

http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0390.html

アジア太平洋地域における広域経済連携の進捗



※ ◆ 印の国は、日・ASEAN、中・ASEAN などいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。

※ RCEP: 東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)

ASEAN: 東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)

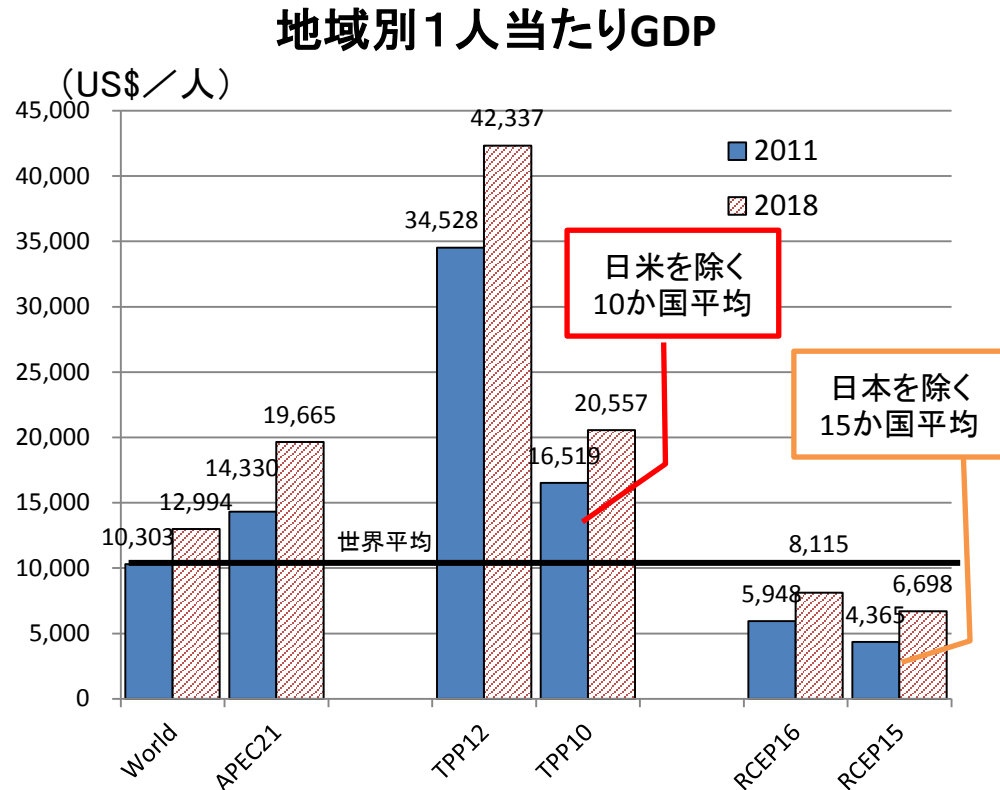
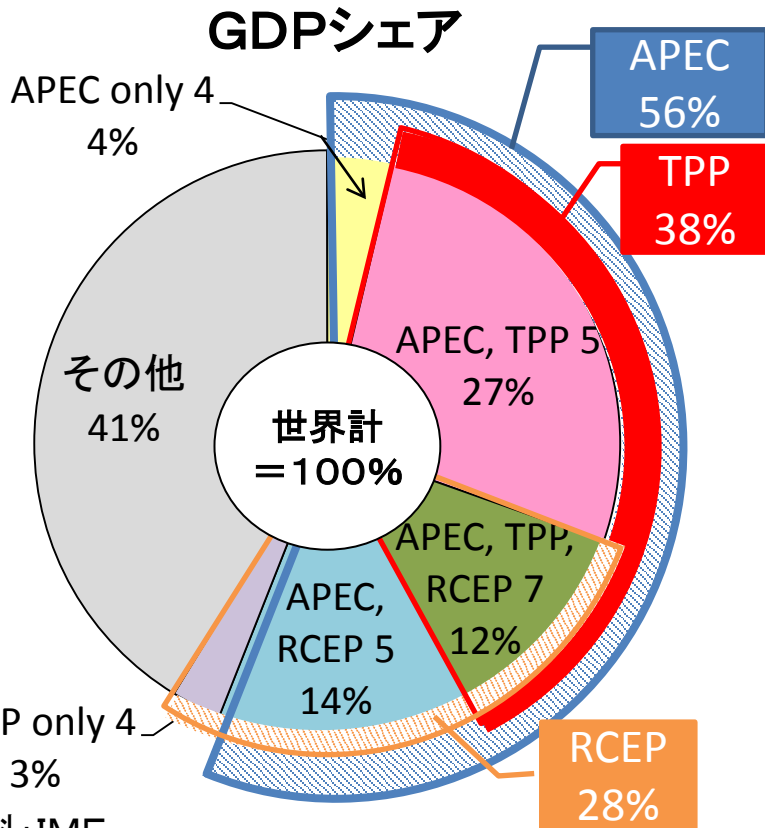
APEC: アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation)

TPP: 環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership)

FTA: 自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

TPP交渉参加国経済の特徴(大きくて豊かな経済圏)

- TPP交渉参加12か国の経済規模は、世界の約4割を占めている(2011年。名目GDPベース)。(APEC全体では世界の約6割。RCEP交渉参加16か国では世界の約3割弱。)
- 一人あたりのGDPで見ると、TPP交渉参加12か国平均は、世界平均の約3倍。日米を除く10か国の平均で見ても約1.6倍となっている。(RCEP交渉参加16か国平均は、世界平均の約6割。日本を除くと約4割。)



資料: IMF
注: 2011年。名目USドル換算ベース

資料: IMF, World Economic Outlook Database, October 2013

The mega-regional trade negotiations

77% world GDP

RCEP
26%

TPP 38%

TTIP 44%

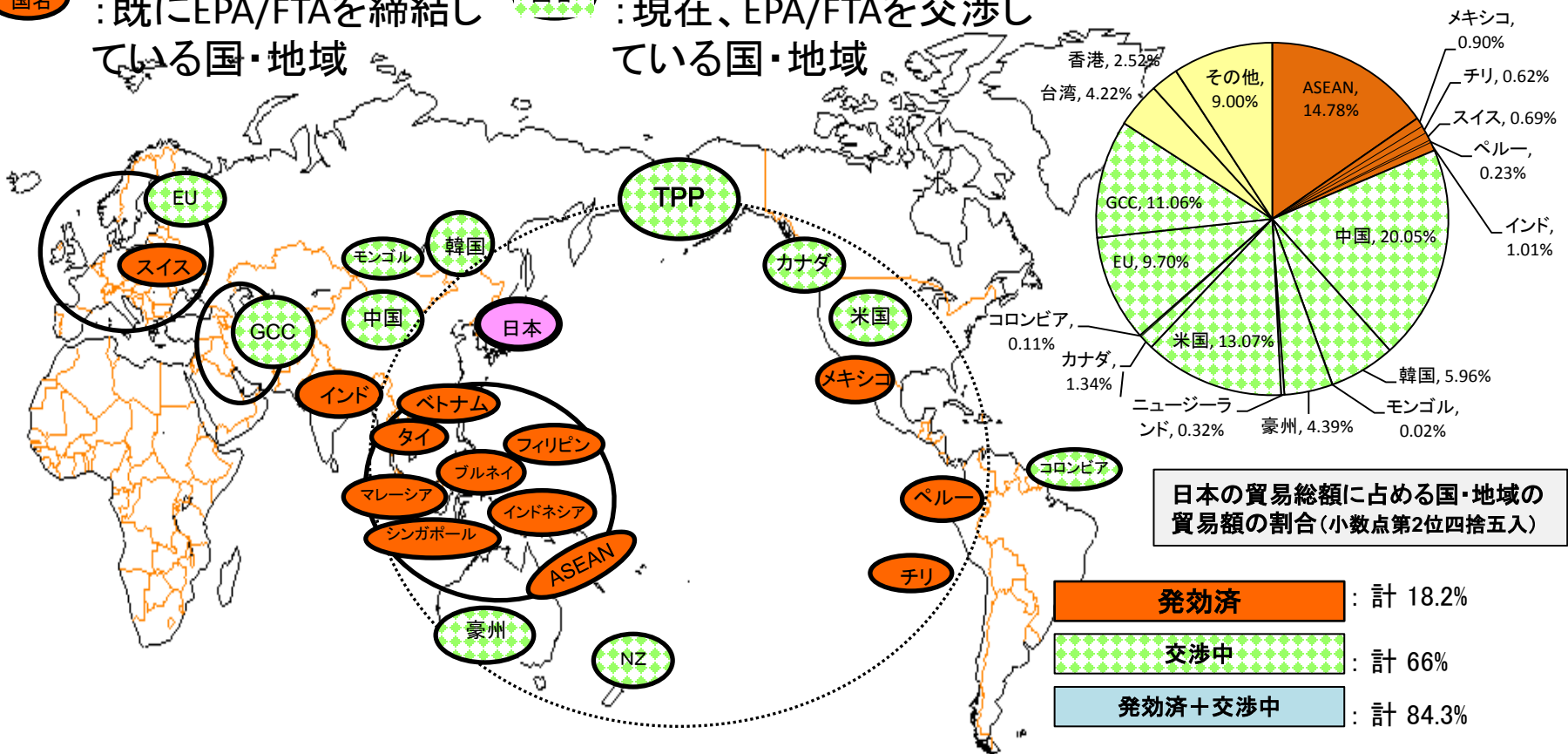
4000 km (équateur)
2000 mi (equator)

Source:
Prof. Peter A. PETRI
RIETI Handout, Feb17

我が国の経済連携協定(EPA)の取組み

- ・ASEAN諸国を中心に13カ国・地域とのEPAが発効。
- ・発効済EPA相手国との貿易額の貿易総額に占める割合は18.2%。(※米:38%, 韓:32%, EU:29%)
※括弧内の数字については2012年統計データを使用
- ・発効済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易額の貿易総額に占める割合は84.3%。

国名 : 既にEPA/FTAを締結している国・地域
 国名 : 現在、EPA/FTAを交渉している国・地域



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
 (アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)

※韓国は2004年11月交渉が中断、GCCは2010年から交渉を延期

出典: 2013財務省貿易統計
 (各国の貿易額の比率については、小数点第3位四捨五入)

各国のEPA/FTAの進捗状況

- 日本が主要貿易相手国(米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- 日本のFTA比率が19%であるのに対し、韓国は38%、米国39%、EU約29%。

※1 IMF Direction of Trade Statisticsにデータのない台湾は除外して算出。※2 EPA/FTAの数には関税同盟、欧州経済領域(EEA)を含む。EUとFTA/EPAを締結している国のうちIMF Direction of Trade Statistics(June 2013)にデータのないアンドラ、サンマリノ、モナコ、パレスチナ、リヒテンシュタインを除いて算出。※3 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。

EPA/FTA取組状況: △交渉中又は交渉入りを宣言、○署名済み、◎発効済み FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数 (発効・署名済)	FTA比率 (2012年)	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	コロンビア	スイス	GCC	モンゴル
								各国との個別の取組												
日本	13	19%		△ (中断中)	△	(△) (TPP)	△	◎	7カ国と発効済	◎	△	△ (RCEP)	△	◎	◎	◎	△	◎	△ (延期)	△
韓国	10	38%	△ (中断中)		△	◎	◎	◎	1カ国と発効済	◎	△ 2013年合意済	△	△	△	◎	◎	○	◎ EFTA	△	
中国 ※1	12	22%	△	△				◎	1カ国と発効済	△	△	◎			◎	◎		○	△	
米国	14	39%	(△) (TPP)	◎			△		2カ国と発効済、2カ国と交渉中 ※3		◎ ※3	※3	◎ NAFTA ※3	◎ NAFTA ※3	◎ ※3	◎ ※3	◎		◎ バーレーン、オマーン	
EU ※2	53	約29% (域内含むと74%)	△	◎		△		△ (中断中)	1カ国と署名、3カ国と交渉中	△			△ ※政府合意	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△

我が国と米国と自由化の状況

●米国のFTAの自由化率は、96%以上と我が国に比べ高い。

米国の締結済FTAにおける自由化の状況

		自由化率
米チリ (2004年1月 発効)	米国側	97.6%
	チリ側	97.7%
米豪 (2005年1月 発効)	米国側	96.0%
	豪州側	99.9%
米ペルー (2009年2月 発効)	米国側	98.2%
	ペルー側	99.3%
米韓 (2007年6月 署名)	米国側	99.2%
	韓国側	98.2%

我が国の締結済FTAにおける自由化の状況

		自由化率
日シンガポール (2002年11月 発効)	日本側	84.4%
日マレーシア (2004年7月 発効)	日本側	86.8%
日メキシコ (2005年4月 発効)	日本側	86.0%
日チリ (2007年9月 発効)	日本側	86.5%
日フィリピン (2008年12月 発効)	日本側	88.4%

注：自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。

広域経済連携(メガFTA)の意義

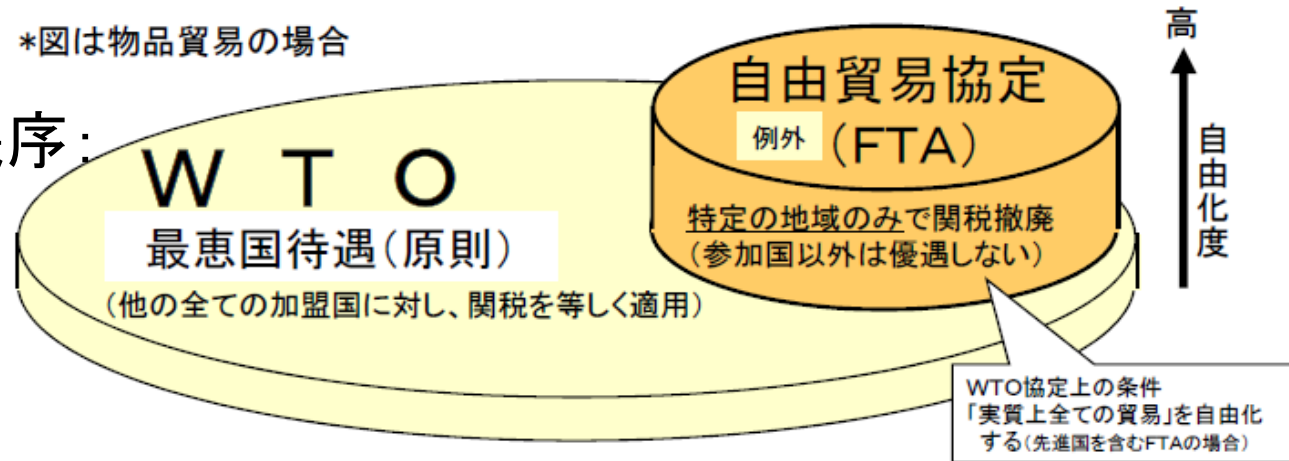
*図は物品貿易の場合

○新たな国際通商秩序:

(例えば...)

WTO=法令

FTA=契約



○広域経済連携(=まちづくり協定のように多様なルール) 通商協定を超えた包括的ルールの確立

○二国間FTAと違い、締約国の数と多様性(資源国から生産国、消費国まで)からグローバル・サプライ(バリュー)チェーンに与える影響大。(原産地規則等)⇒「貿易創出効果」

○特に、基幹部品生産国、サービス供給国である我が国にとってメリット大。

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(昨年6月閣議決定)

(世界に飛び出し、そして世界を惹きつける)

②経済連携等を進め新興国等の成長を最大限取り込む

<成果目標>

◆2018年までに、貿易のFTA比率70%(現状19%)を目指す

◆2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比2倍を目指す

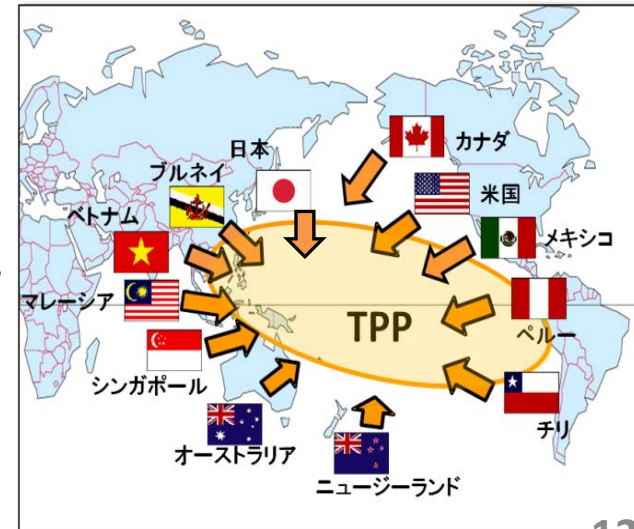
(i) TPP、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等の連携交渉を推進し、世界の主要な国々との経済連携を深めるとともに、投資協定の締結促進や、租税条約ネットワーク拡充のための取組を加速する。

1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、貿易のFTA比率を現在の19%から、2018年までに70%に高める。このため、特に、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にあるより大きな構想であるFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていく。また、上記の取組に加え日EU・EPA等に同時並行で取り組むこととし、各経済連携が相互に刺激し合い、活性化することにより、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、重要なプレイヤーとして貢献していく。

これまでのTPP関連の動き

2006年	シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。
2008年	米国が交渉開始意図表明。
2009年	米国、TPP協定交渉への参加を議会通知。
2010年	(交渉会合を4回開催)
3月	第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。
10月	菅総理(当時)所信表明演説 「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」
11月	第3回会合でマレーシアが交渉参加。計9カ国に。
2011年	(交渉会合を6回開催)
11月	APEC首脳会議(於:横浜):菅総理(当時)記者会見、「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」
2012年	(交渉会合を5回開催)
1-2月	交渉参加9カ国と協議⇒米、豪、NZを除く6カ国は我が国の交渉参加を支持。
4月	日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり。
6月	交渉参加9カ国、メキシコ、カナダの交渉参加支持表明。
10月	両国の交渉参加に関する9カ国の国内手続きが終了。計11カ国に。(※実際の交渉会合への参加は11月)
11月	オバマ大統領再選後、ASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談で、協議の加速化で一致。 東アジアサミットの折のTPP首脳会議で、参加7か国の首脳は2013年中の交渉妥結を目指すことに合意。
2013年	
2月	日米首脳会談で、日米の共同声明を発出。
3月	第16回会合(於:シンガポール)、 安倍総理「交渉参加」表明。
4月	日米協議合意、 交渉参加11カ国が日本の交渉参加支持表明。
5月	第17回会合(於:ペルー)
7月	第18回会合(於:マレーシア)
7月23日	交渉参加11カ国の国内手続きが終了し、 日本が正式に交渉参加。
8月	TPP閣僚会合、第19回会合(於:ブルネイ)
10月	TPP首脳会合、閣僚会合(於:パリ)
12月	TPP閣僚会合(於:シンガポール)
2014年	
2月	TPP閣僚会合(於:シンガポール)
4月	日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
5月	TPP閣僚会合(於:シンガポール)



TPPの意義

○世界のGDPの約40%、全貿易額の3分の1

(出典:2013年4月20日 TPP閣僚会合に関する共同声明)

○2013年4月21日甘利大臣声明

TPP交渉への参加は、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであり、我が国の成長戦略の柱である。我が国が他のTPP参加国とつくっていく新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにとどまらず、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)など他の地域経済連携と併せ、より大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)において、アジア太平洋地域の新たな貿易・経済活動のルールの礎となる。

そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値観を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくりあげていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと期待している。

世界第三位の経済大国である日本が一旦交渉に参加すれば、必ず重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりを主導していくことができると確信している。

○包括的(Comprehensive)

物品だけではなく、投資・サービス・政府調達なども含めた市場アクセス。ルール分野も含め幅広い。

○WTOプラス

High Standard、野心的

○WTOの枠組みを超える

従来型の通商協定でカバーされていない政策分野
(環境、労働、国有企業等)

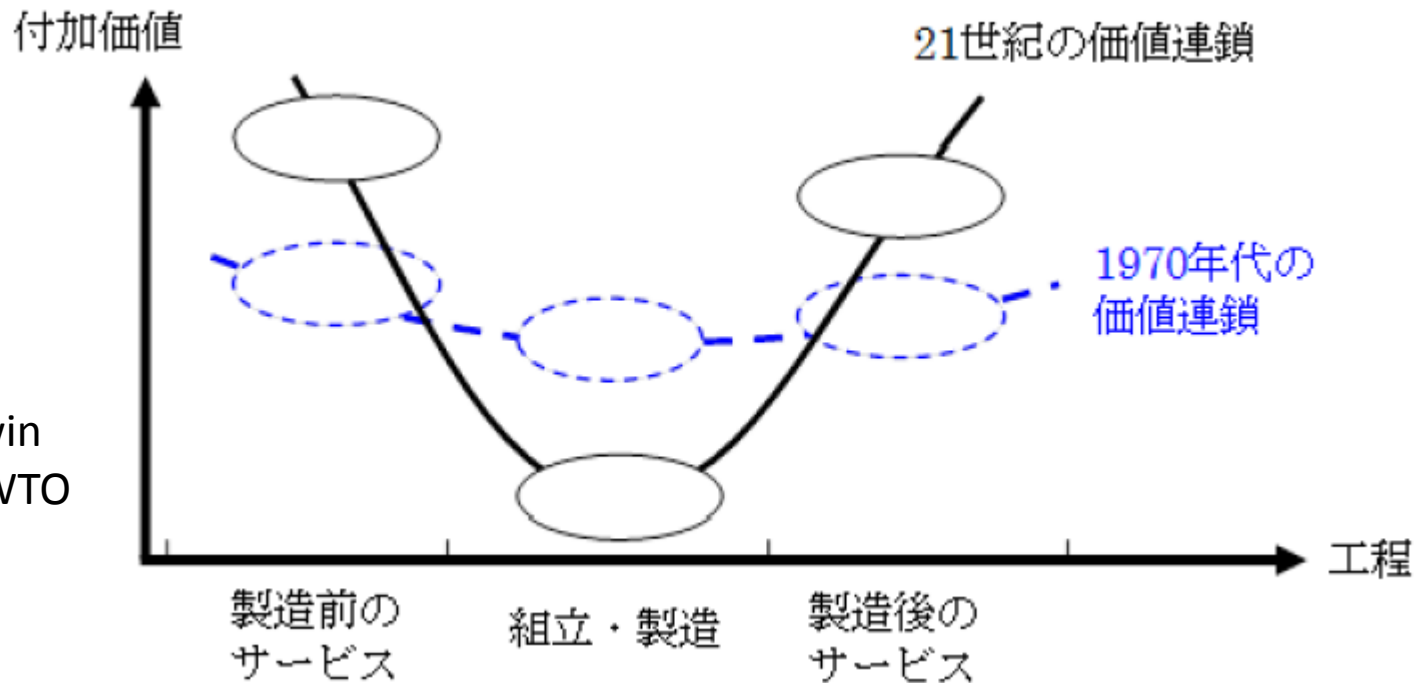
グローバル・バリューチェーン(GVC)

○「第1のアンバンドリング」: 産業単位の国際分業
(リカードウ・モデル)

○「第2のアンバンドリング」: 商品開発、生産工程、販売
等のすべてがクロスボーダー

→On the borderから Behind the border へ施策重点がシフト

○Baldwinの「スマイルカーブ」(価値連鎖)



○市場アクセスの拡大

○貿易・投資ルールの明確化

→海外事業展開における不確実性の除去

○知的財産、金融、環境、労働に関するルールの明確化

→海外の事業パートナーとの信頼構築、リスク低減

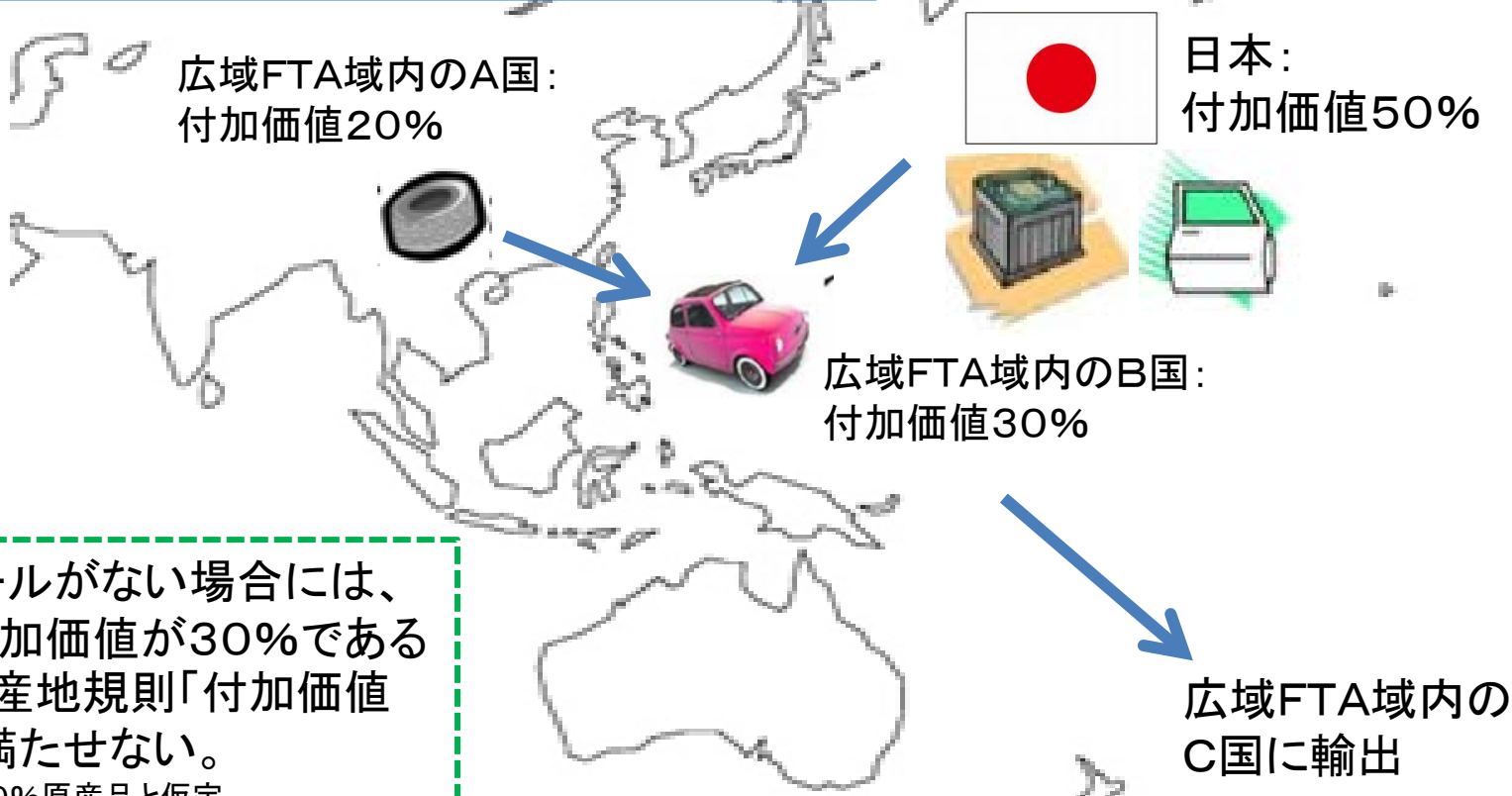
○金融・情報(コンサルティング等)・流通関係企業等の

活動円滑化 →海外事業展開を支援

FTAの広域化：最適なサプライチェーンの構築

- 生産工程の分業が進むと、1か国で原産地規則を満たすことが困難になる。
- 広域FTAであるTPPにおいて、複数の締約国における付加価値・工程の足し上げを可能にするルールが実現すれば(「累積ルール」)、より多様な生産ネットワークに対してFTAを活用することが可能となり、日本企業の最適な生産配分・立地戦略の実現が可能になる。

(例)原産地規則が「付加価値40%」の場合(図はイメージ)



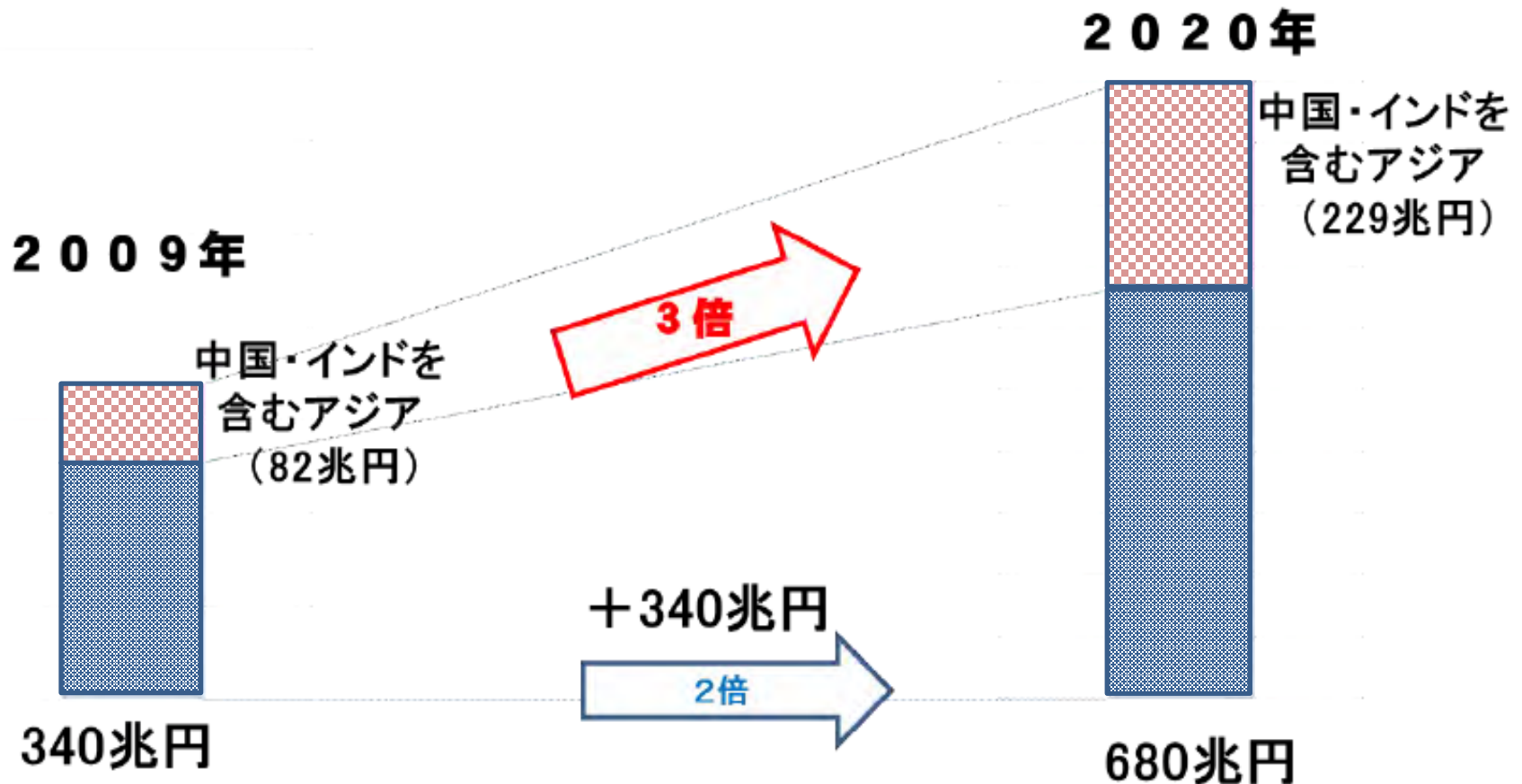
累積ルールがない場合には、
B国の付加価値が30%である
ため、原産地規則「付加価値
40%を満たせない。

※部品は100%原産品と仮定。

GVCの展開促進による「バリュー」の増進：win-winの連携

世界の食の市場規模（加工+外食）

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



- 成長センターであるアジア・太平洋に、一つの経済圏を創る。TPPは、大きなチャンスであり、正に国家百年の計です。
- 企業活動の国境をなくす。関税だけでなく、知的財産、投資、政府調達など野心的なテーマについて、厳しい交渉を続けています。
- 同盟国でもあり経済大国でもある米国と共に、交渉をリードし、「攻めるべきは攻め、守るべきは守る」との原則の下、国益にかなう最善の判断をしてまいります。

安倍総理大臣スピーチ(4月17日)

私は、世界の各パートナーとのEPA交渉を、かつての我々とは別次元のスピードで、加速させています。

まずオーストラリアとの経済連携協定は、4月7日、トニー・アボット首相との間で、大筋の合意に漕ぎ着けました。

次は、TPPです。

先頃オランダのハーグでは、交渉妥結に向け力を込めて行こうと、バラック・オバマ大統領との間で、確認をいたしました。

日本と米国、ルールを重んじ、自由、民主主義を奉じ、最先端の技術、産業を持つ国同士、互いの違いを乗り越えて、共に21世紀の、アジア・太平洋の確固たる経済秩序を作りたい。

成長の、ゆるぎない土台を作りたい。いや、作らなければならない、そう固く信じています。

EUとのEPAも、実現に向け、私たちは全力を挙げます。

一方にTPP、もう一方に、日本とEUのEPA。それが実現すれば、大きな大きな市場が出現します。自由で、開かれた、しかも高度な、統合された経済が現れます。世界中を潤す、ひとつの巨大な、成長のエンジンが回り始めます。

私は何としても、それを実現させる覚悟です。

いまは、TPPに、大きな期待を託しています。

深くて広い市場、ルールと、法の支配を尊ぶダイナミックなマーケットをこしらえることは、高度に発達した民主主義と産業をもつ日本に課された、責任でもあると思います。交渉には、いままでとは次元の違う勢いを、もたらしたいと思っています。

TPPのさらにその先には、RCEPやFTAAPという課題が控えています。

いまや、大きく踏み出す時が来たのだと思います。

それを私は、確固たる日本の進路だと信じて疑いません。

TPP交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

(出典:2012年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>		<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>		<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>		<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>		<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。</p>		<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>		<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>		<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。</p>		<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>		
<p>(11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>							
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	

<1. 物品貿易(☆*1)>

- 物品の貿易に関して、市場アクセスの改善に向けた関税等の取扱いについて議論するとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的な規律について議論。

より自由で公正な貿易を行える環境を整えるため、関税等の取扱いや内国民待遇等のルールについて議論を行っている。

4月の日米首脳会談において、日米間の重要な課題について解決の道筋が見えたことで、TPP交渉全体に新たなモメンタムが生み出され、市場アクセスに関する各国の交渉は加速している。

我が国からも各国の市場アクセスオファーに対する改善リクエストを出すとともに、ルール面でも内国民待遇等の義務がより広範に適用されるべく議論を行っている。

<2. 競争政策及び国有企業>

- 競争法・競争政策の強化・改善、政府間協力、国有企業と民間企業との競争条件等に関する規律について議論。

カルテル等が行われると、貿易・投資の自由化で得られる利益が害される恐れがあるため、競争政策を強化、改善することが必要である。また、国有企業に対して政府による過度のサポートがあると民間企業との間で対等な競争条件が確保されなくなってしまう。とりわけ、途上国においては国有企業が経済活動の大きな部分を占めており、国有企業に対して一定のルールを課すことが重要。

国有企業については、規律を課すべき国有企業の範囲(例外の範囲)、政府による支援の内容、透明性等について議論を行っている。

<3. 知的財産>

- 特許権や著作権等の保護、模倣品や海賊版に対する取締り等に関する規律について議論。

知的財産が適切に保護されていなければ、安心して経済活動を行うことができず、利益を適正に上げることもできなくなり、新たなイノベーションを生み出すインセンティブが削がれることにもなりかねない。我が国は高い水準の知的財産保護制度を有しており、これをアジア太平洋地域に広げることの意義は非常に大きい。

著作権保護期間、医薬品のデータ保護期間、地理的表示(GI)等について議論を行っている。

<4. 環境>

- 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと等に関する規律について議論。

貿易や投資の促進と環境保全を両立させようという、21世紀型の分野。

国有企業、知的財産と並んでもっとも難航している分野の一つとされている。そもそも環境については、WTOの世界とは別に様々な国際条約が存在し、それも伝統的な自然環境に関するものから、近年の新しい分野である生物多様性など、まさに多様な条約があり、それらとの関係の整理などの論点が残っている。

<5. 労働>

- 貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないこと、国際的に認められた労働者の権利の保護等に向けた規律について議論。

不当な労働条件で労働者を雇用し経済活動をするのが認められれば、雇用に係る厳しい規制を課せられている国の企業は対等な条件で競争することができなくなってしまう。

国際労働機関(ILO)の労働基本権を遵守する、貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないといったルールについて議論を行っている。

<6. 投資(☆*1)>

- 内外投資家の無差別原則や投資家対国の紛争解決手続(ISDS)の扱い等に関する規律と共に、市場アクセスの改善(*2)について議論。

投資家保護に係るルール等を定めるとともに、なるべく自由に投資活動ができるようにすることにより、TPP域内におけるグローバルバリューチェーンの構築がより一層促されることとなる。

投資アクセスの自由化、内外投資家の無差別原則、違法な収用や特定履行要求の禁止等について議論されている。ISDSは、投資家による予見可能性を確保することで投資を促進すること、協定内容の履行を担保すること等の観点から、これまで各国が締結した多くの投資関連協定においてこの条項が盛り込まれている。国の主権を損なうような形でISDSが導入されるようなことがないよう留意しつつ交渉に当たっている。

<7. サービス(越境サービス・金融サービス)(☆*1)>

○ サービスに係る規律と共に、市場アクセスの改善(*2)について議論。

自由で公正なサービス産業のマーケットを構築することは、我が国サービス産業の海外展開を促進するとともに、途上国の国民の生活水準の向上にもつながるものである。

国境を越えるサービスの提供に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるための議論が行われている。

金融分野の国境を越えるサービスの提供については、金融サービス分野に特有の定義やルールを定めることが必要であることから、独自に章立てして議論が行われている。

<8. 政府調達(☆*1)>

○ 政府による物品・サービスの調達に関する内国民待遇原則や入札手続等に関する規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

新興国の政府調達市場を開放することにより、新興国のインフラ市場等に我が国企業が参入する機会が増えるものと期待される。

既存のWTOの政府調達協定(GPA)に入っている日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの4ヶ国以外の国に政府調達市場を開放することを求めるという構図になっており、我が国がTPP参加によって大きなメリットを受ける分野の1つとなっている。我が国はこの分野では開放が進んでいる国であり、攻めの分野となっている。

<9. 一時的入国(☆*1)>

- **ビジネス関係者の入国、一時的な滞在の手続等に関する規律と共に、滞在要件等の改善について議論。**

一定の要件を満たせばビジネス関係者が入国、滞在できることが予め明らかになっていれば、安心して貿易・投資等の経済活動を行うことができる。

各国はビジネスに従事する自然人の入国及び一時的滞在の要件等についてオファーを行い、それに対して追加、修正等をリクエストする形で交渉が進んでいる。

<10. 電子商取引>

- **デジタル・プロダクトに対する無差別待遇等、電子商取引の環境を整備するための規律について議論。**

電子商取引市場は急成長しており、今後も市場の拡大が見込まれる分野であるとともに、中小企業が国際展開を図るに当たり有効に活用できるツールである。電子商取引には通常のモノの取引とは違った特有の取引形態があるため、同分野独自のルールを定めることによって、取引の円滑化を図る必要がある。

デジタル・プロダクトに対する関税の扱い、無差別待遇、自由な情報流通の確保等の電子商取引の環境を整備するためのルールについて議論が行われている。

<11. SPS(衛生と植物防疫のための措置)>

- 食品の安全を確保し、動植物の病害を防止するための措置の実施に関する規律について議論。

SPSは、Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生と植物防疫のための措置)で、検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全や、動植物の健康に関する措置(SPS措置)を対象としているもの。

WTO協定の附属書の1つとしてSPS協定が既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論がなされている。食の安全に関する我が国の制度の変更を求められるような議論は行われていない。

<12. TBT(貿易の技術的障害)>

- 安全や環境保全等の目的から定められる、製品の特質やその生産工程等についての規格や基準に関する規律について議論。

本来安全や環境保全等の目的で定められる規格や基準が円滑な貿易を阻害する効果をもたらすことがあるため、規格等が貿易の不必要な障害とならないようにルールを定める必要がある。

WTO協定の付属書の1つとしてTBT協定というものが既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論が行われている。

<13. 原産地規則>

- 累積のルールを含め、TPP協定上適用される関税率の対象となる「締約国で生産された産品」として認められる基準や原産品であることを証明するための証明制度等に関する規律について議論。

原産地＝物品の「国籍」を決定するためのルールである。現在は、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在することから、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存するケースが多いので、ルールを決める必要がある。部品調達や生産ネットワークのグローバルサプライチェーンが進展する中で、各国の原産地規則がバラバラであると、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。たとえば同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させる。したがって、TPPのような比較的多くの国が参加する地域協定でこのルールを共通化することの意味は非常に大きい。原産地規則の共通ルール化により、TPP参加国間で生産、サプライチェーンを促進し、大企業だけでなく中小企業もより活動しやすくなる。

原産地規則は、テキスト本文に記載される基本的ルールの部分とPSR (Product Specific Rules) という個別品目毎のルール決めがあるが、PSRはまだ相当数の品目について議論が残っている。

<14. 電気通信サービス>

- 通信インフラを有する主要な電気通信サービス提供者への義務等について議論。

主要な電気通信サービス提供者の通信インフラへの接続ルール等を整備し、新興国においても新規参入を容易とすることで、TPP域内において安価で質の高い電気通信サービスの提供が可能となる。

相互接続、コロケーション(既存の電気通信設備への第三者による設備設置)等のルールが議論の対象。

<15. 中小企業>

- 中小企業がTPPを活用するために必要な情報の提供や中小企業にとってのTPPの有用性に係る定期的なレビュー等について議論。

TPPは中小企業の国際展開にも大いに貢献するツールであることから、中小企業がTPPの恩恵を十分に享受できるようなサポート体制を構築する必要がある。

中小企業がTPPを活用するために必要な情報の提供方法や、協定発効後にTPPが中小企業にとって有効に機能しているかを定期的にレビューする仕組みの創設等について規定される。

分野別交渉の概要

※1: ☆は、ルールと市場アクセス双方に関わる分野。

※2: 投資、サービスの市場アクセスは、NCM(非適合措置:協定の義務の例外とする各国の国内措置)として議論。投資、サービスについて、一定の規制を留保するもの、つまり自由化しないものをネガティブリスト方式で書き出して、国ごとの留保表について交渉している。基本は、提出された留保表について各国が削除、修正をリクエストする形で議論が進んでいる。我が国からも大量のリクエストを各国に出している。

2月シンガポール閣僚会合の概要

- 今回の閣僚会合では、各分野に残された課題の解決を目指し、SPS、投資、金融サービス、法的・制度的事項、国有企業、電子商取引、市場アクセス（物品、繊維、サービス・投資、金融サービス、政府調達、一時的入国）、原産地規則、貿易円滑化、知的財産、環境、労働について全体会合で議論を行った。
- また、全体会合に加え、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、米国、カナダ、ペルー、ニュージーランド、メキシコとのバイ会談も行い、二国間の懸案事項について協議を行った。
- ルール分野については、これまで難しい課題が残されていた分野を含め、多くの分野で大きな進展があった。また、交渉官に対し、課題の解決へ向けた具体的指示が出された。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、すべての国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。

- 農産品のいわゆる「重要5品目」については、一連の二国間交渉や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブティがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。
- また、TPPは、モノの関税撤廃だけではなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。
- 日米間では、甘利大臣とフロマン代表が二度にわたり会談を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。双方の立場にはまだ隔たりがあるが、閣僚同士の会談を通じて議論が深まった。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 今次会合を通じ、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア太平洋地域に21世紀型の新たな経済連携協定を共に作るという共通の機運と信頼関係が醸成された。交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

- 2月22日～25日 閣僚会合（於：シンガポール）
- 4月9日～10日 甘利大臣・フロマン通商代表の
閣僚級協議 （於：東京）
- 4月16日～18日 甘利大臣・フロマン通商代表の
閣僚級協議（於：ワシントン）
- 4月23日～24日 甘利大臣・フロマン通商代表の
閣僚級協議（於：東京）
- 4月24日 日米首脳会談（於：東京）

平成26年4月25日

- 日米両国は、4月23日から25日の3日間にわたり、TPP交渉における日米間の残された課題について集中的に協議を行った。
- 安倍総理とオバマ大統領は、日米首脳会談で、TPPは、アジア太平洋地域に一つの経済圏を創り、普遍的価値を共有する国々と新たなルールを作り上げるものであり、地域全体にとって戦略的に極めて重要であるとの認識で完全に一致した。
- 両首脳からは、今回の首脳会談を一つの節目として、日米間の懸案を解決すべく、甘利大臣とフロマン代表の間で精力的かつ真摯な交渉を継続するよう指示があった。
- 首脳の指示を受け、両閣僚は精力的に協議を行い、一連の協議を通じて、日米の重要な懸案について道筋を確認した。
- 今後、日米が協力してTPPを早期妥結へ導くことが重要であり、他の参加国との協議を日米が連携して加速化していく。

日米両国はまた、貿易自由化を前進させ、経済成長を促進するため、多国間の金融及び経済フォーラムにおいて緊密に連携する。両国の共同の取組は、自由で、開かれ、透明であり、技術革新を推進する国際的な経済システムを支持することに基づいている。経済成長を更に増進し、域内の貿易及び投資を拡大し、並びにルールに基づいた貿易システムを強化するため、日米両国は、高い水準で、野心的で、包括的な環太平洋パートナーシップ(TPP)協定を達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしている。本日、両国は、TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した。これは、TPP交渉におけるキー・マイルストーンを画し、より幅広い交渉への新たなモメンタムをもたらすことになる。両国は全てのTPP交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限り早期に行動するよう呼びかける。このような前進はあるものの、TPPの妥結にはまだなされるべき作業が残されている。

平成26年4月25日

The United States and Japan also coordinate closely in multilateral financial and economic fora to advance trade liberalization and promote economic growth. Our joint efforts are grounded in support for an international economic system that is free, open, and transparent, and embraces innovation. In order to further enhance economic growth, expand regional trade and investment, and strengthen the rules-based trading system, the United States and Japan are committed to taking the bold steps necessary to complete a high-standard, ambitious, comprehensive Trans-Pacific Partnership (TPP) agreement. Today we have identified a path forward on important bilateral TPP issues. This marks a key milestone in the TPP negotiations and will inject fresh momentum into the broader talks. We now call upon all TPP partners to move as soon as possible to take the necessary steps to conclude the agreement. Even with this step forward, there is still much work to be done to conclude TPP.

5月シンガポール閣僚会合の結果概要

- 5月19～20日、シンガポールでTPP閣僚会合が開催され、我が国からは甘利経済再生担当大臣が出席した。
- 今回の閣僚会合では、先日の日米協議の進展を踏まえ、各国間の二国間交渉を加速し、閣僚間で交渉全体の進捗を評価することを目指し、市場アクセス、ルールの双方で残された論点について交渉が前進するよう全体会合で議論を行った。
- その上で、今後の作業については、分野ごとに、①事務レベルで決着すべき論点、②閣僚レベルで決断すべき政治的課題に仕分けし、交渉官にしっかりとマンデートを与えて交渉をさせることとした。更に、7月に首席交渉官会合を開催するよう指示を出した。
- また、全体会合に加え、米国、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール、ペルー、チリ、オーストラリア、メキシコとのバイ会談も行い、二国間の懸案事項について協議を行った。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、8か国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。
- ルール分野については、知的財産、国有企業、環境について、作業の進捗状況の報告を受け、更なる議論を行っていくこととした。
- 日米間では、甘利大臣とフロマン代表が全体会合が始まる前に会談を行い、全体の閣僚会合の進め方、そのための日米協力の方法について相談を行った。また、残されている日米の課題について、事務レベル協議を進めるため、事務レベルの折衝を精力的に行った。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

5月シンガポール閣僚会合 共同声明

共同プレス声明

TPP閣僚会合(仮訳) (2014年5月19-20日 於:シンガポール)

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて2日間の閣僚会合を終えた。その間に、我々は、先月の日米協議や先週のホーチミン市における首席交渉官会合の結果を含む、最近の二国間のやり取りについてレビューを行った。

一連の前向きな会合において、我々は、交渉を妥結させるために何が必要かについて共通の見解を確立した。我々は、特に、市場アクセスについて意味のある進展を図ることに集中し、また、残る立場の違いを狭めるために、残されたルールの課題について前進させた。

交渉のモメンタムを更に構築するために、我々は、市場アクセスとルールについて、今後数週間に渡り、集中的な取り組みの道筋を決定した。二国間及びその他の形式で行われるその取り組みの一部として、我々は7月に首席交渉官が集まるように指示を出した。同時に、閣僚は、交渉を導き、調整し、最も困難な残された課題に取り組むために、二国間の関与を継続する。また、我々は、それぞれの国内の協議プロセスを継続する。

この重要な期間における我々の交渉は、首脳による指示と統合的な、野心的で包括的な高い水準の協定を実現するという長きに渡るコミットメントを反映するものとなる。また、我々は、何よりも、我々各国の国民にとって雇用、経済成長、機会を生み出すという共通の望みを引き続き指針としていく。

JOINT STATEMENT

TPP MINISTERIAL MEETING MAY 19-20 2014

We, the Ministers and Heads of Delegation for Australia, Brunei Darussalam, Canada, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore, the United States and Vietnam have just completed a two-day Ministerial meeting during which we reviewed recent bilateral engagements, including the U.S.-Japan negotiations last month, as well as the results of the Chief Negotiators meeting last week in Ho Chi Minh City.

In a series of positive meetings we cemented our shared views on what is needed to bring negotiations to a close. We focussed in particular on making meaningful progress on market access and also advanced outstanding rules issues in an effort to narrow our remaining differences.

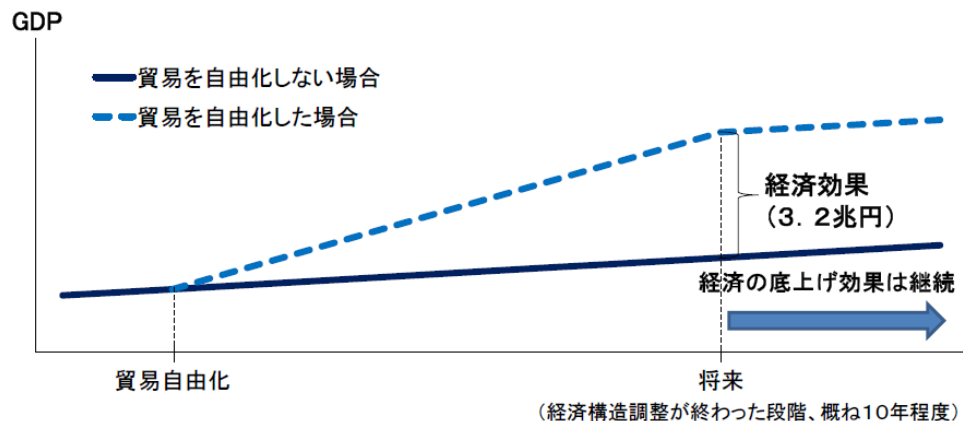
In order to further build on the momentum of negotiations, we have decided on a pathway of intensified engagement over the coming weeks on market access and rules. As part of that effort, which will take place bilaterally and in other configurations, we have instructed our Chief Negotiators to meet in July. At the same time, Ministers will continue to engage bilaterally to direct negotiations, coordinate, and tackle the most challenging outstanding issues. We will also continue our respective processes of domestic consultations.

Our negotiations during this most important period will continue to reflect our long-standing commitment to deliver an ambitious, comprehensive and high-standard agreement consistent with the instructions of our Leaders. We will also continue to be guided first and foremost by our shared desire to create jobs, economic growth and opportunity for the people of our countries.

- 各国とも日米間の交渉の行方を見守っているという状況があった。東京での日米会談で、次第に姿が見えてきた。日米間でスタックしていた状況から明確に道筋が出て、MA交渉が進んできた。それを受けて多国との関係を整理しなくてはならない。事務折衝でこの部分を任せましょう、多国間でこの案件について首席交渉官、交渉官で詰めていこうということが動き出したということ。
- 大臣会合を行うと、ホノルル合意を基にという話は毎回出る。MAやそれ以外について、できるだけ野心の高いことは構わないが、そればかり見越して、どんどん詰めていけば最後はゼロになるということを前提にすると永遠にうまくいかない。各国が譲らない部分について、それぞれ努力はするが、ゼロにはならないということをそろそろ認識し合って、それは関税部分もあればそれ以外のMA、ルール部分もある。それぞれ歴史的な背景や文化的背景など事情があって、極力例外措置を縮める努力はするが、どうにもならない部分があることを認識した上でそろそろ収斂に向かう努力をすることが必要ではないかと話した。私の発言を各国が引用した発言がかなりあり、そういう認識は共有されたと思う。

TPP参加による経済効果(2013年3月15日)

- ▶ 我が国がTPP協定に参加した場合の経済全体及び農林水産物生産に与える影響を、政府統一のものとして試算。(平成25年3月公表)
- ▶ 経済全体に与える影響は、広く国際機関等によって活用されているモデル(GTAPモデル)を用いて試算。
- 試算結果:実質GDP0.66%(≒3.2兆円)分底上げ
 - このうち、農林水産物の生産額は3.0兆円減少
 - 関税撤廃の効果のみを対象とする仮定(非関税措置の削減やサービス・投資の自由化は含まない)
 - 関税は全て即時撤廃し、追加的な対策を計算に入れない仮定

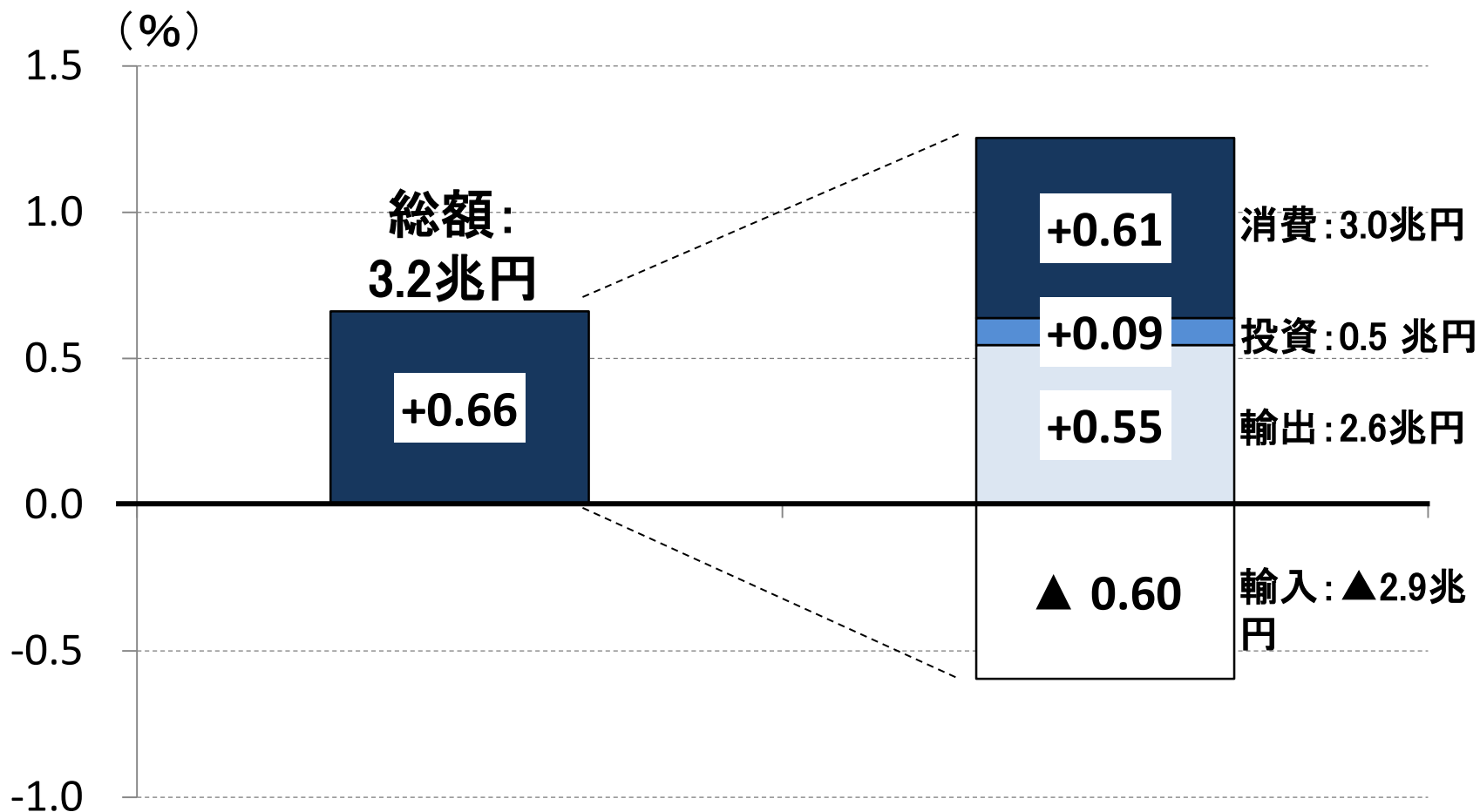


マクロ経済効果の試算値の考え方

年平均3200億円増とみるのではなく、将来にわたってGDPが3.2兆円増加するという状態が継続すると解釈すべき数値。(左図参照)

(図表) 関税撤廃した場合のマクロ経済効果

・実質GDPが0.66%(3.2兆円)増加



PECC試算の概要

PECC(太平洋経済協力会議、APEC加盟国を中心に25か国の産学官で構成)の年次報告書、STATE OF THE REGION 2012-2013では、TPPの経済効果を試算。

同試算を担当したブランダイス大学のピータ・ペトリ教授の推計によれば、TPPに日本が参加した場合の経済効果は以下の通り。

(詳細は<http://asiapacifictrade.org/>を参照)

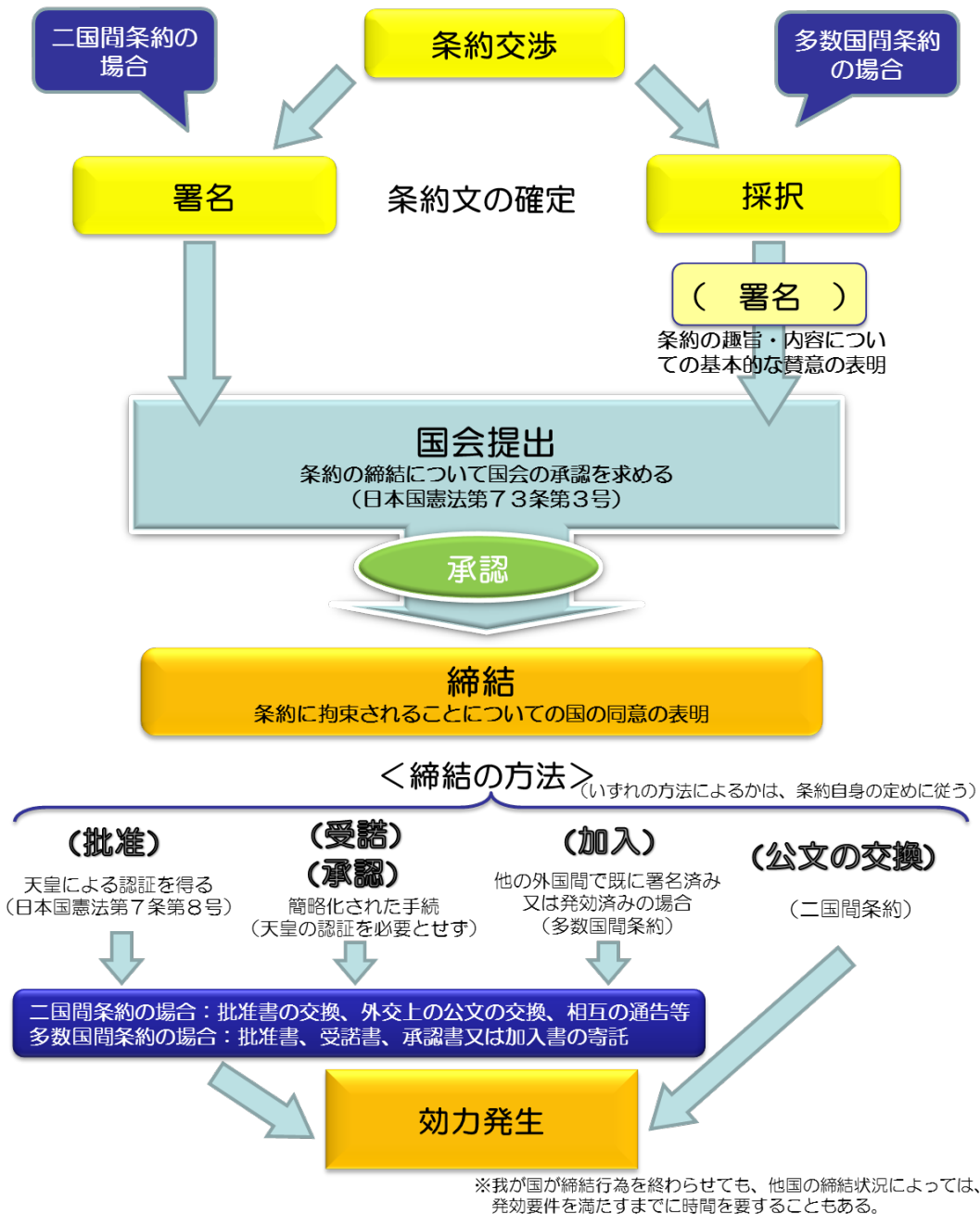
- 日本のマクロ的な所得効果は、1,050億ドル程度(10兆円程度)で、GDPの2.0%程度に相当
- TPPの対象国は、現在交渉中の11か国(米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナム)に日本が参加した12か国
- 本試算では、関税撤廃に加えて、非関税措置の削減、サービス・投資の自由化の効果も推計
- なお、非関税措置は、世界銀行がマクロ経済データにより推計した貿易制限指数等、また、投資の自由化については、世界銀行による各国のビジネス環境ランキング等のデータ基に推計(<http://www.worldbank.org/>を参照)
- 試算に当たっては、GTAPデータベース(第8.0版、基準年は2007年)、また、筆者らが開発した応用一般均衡モデルを利用
- 各国の総雇用は不変との前提を置く一方、資本ストックの増加、また、輸出市場参入企業の増加など、ダイナミックな効果を勘案

(試算結果) アジア太平洋EPAに参加した場合の日本経済への効果

TPP12か国	1,050億ドル	GDP比 2.0%
RCEP	960億ドル	1.8%
FTAAP	2,280億ドル	4.3%

出所：<http://asiapacifictrade.org/>

国会承認条約の締結手続



- 各国とも透明性と保秘性のはざまに悩んでいるという状況でございます。基本は、正式な署名がなされた後、テキストその他の情報を全て公開するということですが、その前に、何らかの形で一定の情報を国民に提供して、そこでコミュニケーションを充実させる、そういう問題意識はどの国も実は持っております。
- これまでの累次の首席交渉官会合でありますとか閣僚会合でもそういう話題は何度となくなされました。今回の閣僚会議でもそういう話題が出たということでございまして、まだ結論は出ておりません。皆悩んでいるという状況でございます。各国さまざまな取り組みをしております。
- 昨年九月、ワシントンDCで首席交渉官会合があったとき、首席交渉官会合をやるという事実すら公表しないとほかの国が言っていたのを、我が国がかなり強かに主張して、やるという事実は公表する、かつ、細かい中身は言わないけれども、どんな話題で議論されているかということは記者会見をするということで日本は始めまして、ほかの国もそれに倣うようになってきておるわけでございます。そうしたことで、いろいろな取り組みを各国でやっております、各国のさまざまな取り組みについて、情報交換をしながらいい知恵を出していこうというのがこの間の閣僚会議でも議論されたというふうに承知しております。引き続き、努力をしていきたいというふうに思っております。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議

本年三月十五日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、四月十二日、TPP協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそも、TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、TPPにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成十八年十二月に「日豪EPAの交渉開始に関する決議」を、平成二十三年十二月に「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」をそれぞれ行い、二国間、複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないように、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年二月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識」したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、TPP協定交渉への参加を決断した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって、政府は、これらを踏まえ、TPP協定交渉参加に当たり、次の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

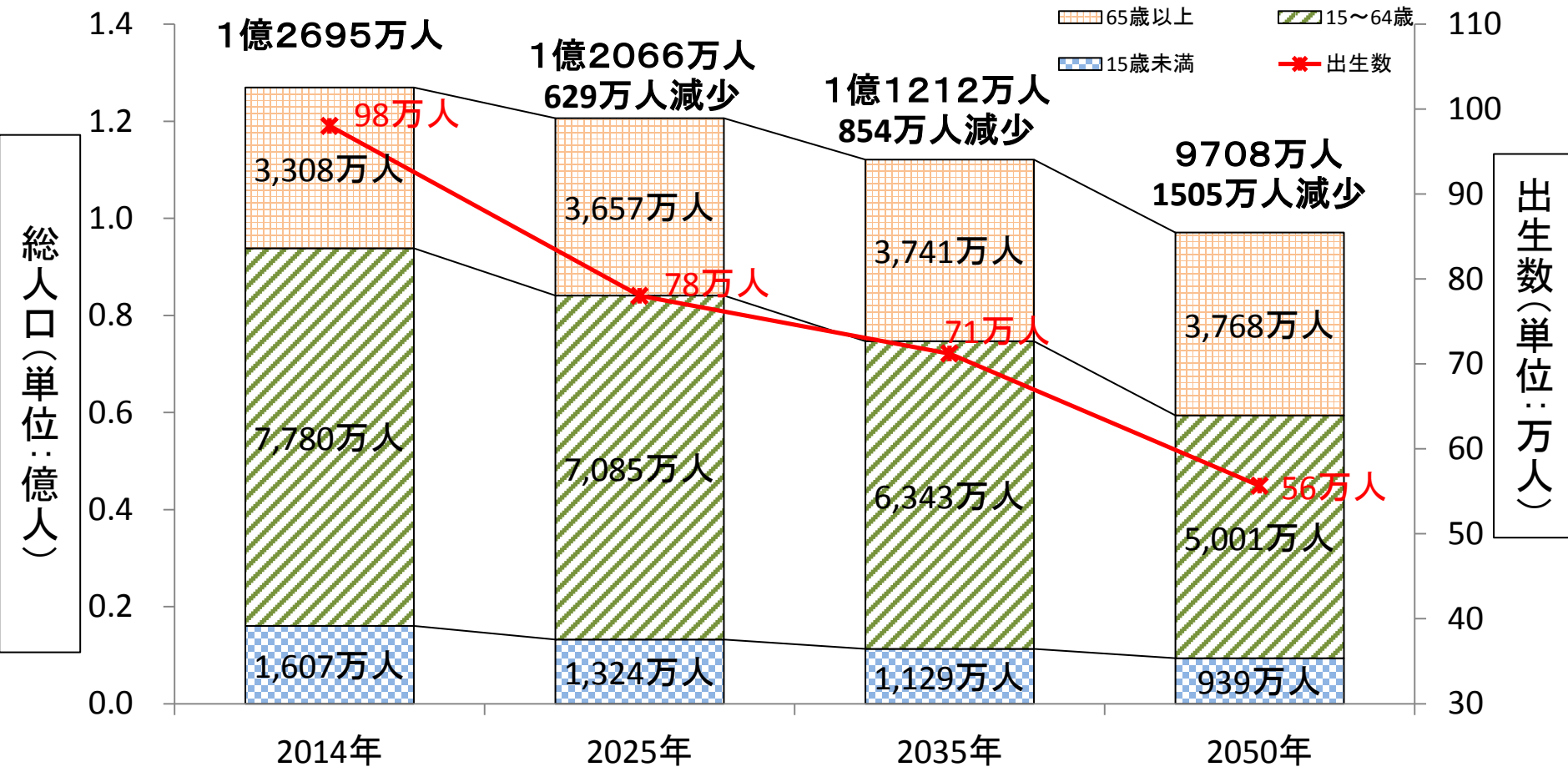
衆・参 農林水産委員会による決議

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
 - 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
 - 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
 - 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
 - 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
 - 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする事。
 - 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
 - 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかなんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 右決議する。

參考資料

日本の将来の推計人口(平成24年1月推計)

- 日本は2008年より総人口が減少に転換。
- 特に、生産年齢人口の急激な減少(7,780万人→5,001万人)は、需要・供給の両面において大きな影響。

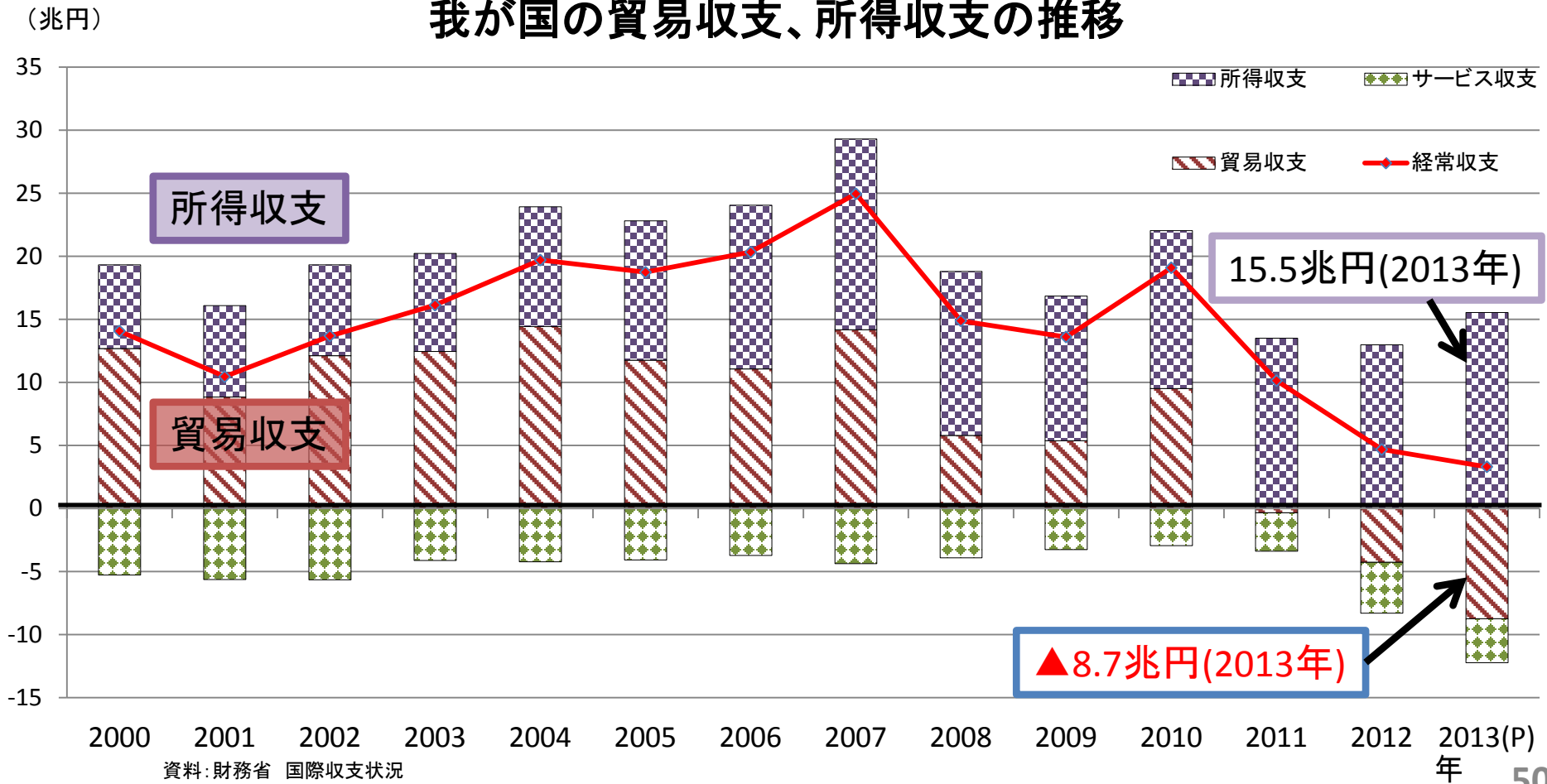


出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位、死亡中位の場合)

減少傾向の貿易収入、伸び悩む海外投資収入

- 経常収支は①貿易(貿易収支)や②海外からの投資収入(所得収支)等で構成。
- 我が国は2011年に31年ぶりに貿易赤字に転落。このまま貿易赤字が続き、それを補う程に所得収支が伸びなければ、経常収支も悪化し続ける恐れ。
- 貿易収支・所得収支の黒字を両方とも確保していくことが必要。

我が国の貿易収支、所得収支の推移



- 経常収支は黒字がいいか赤字がいいかと言え、黒字がいいに決まっている。
- 経常赤字になれば国内の財政資金の一部を海外から調達しなければならない。
- 国債の信認において、経常赤字はリスク要因の一つ。
- 財政再建に取り組み、貿易収支、所得収支ともに黒字になるような政策運営をしていかないといけない。

国際収支に期待される経済連携の影響・効果

- 貿易収支 → 国内製品の輸出環境の改善
 - ・関税、非関税障壁の撤廃等を通じた輸出の増加
 - ・貿易規則の透明性の向上、税関手続の簡素化・迅速化を通じた貿易コストの削減
 - ・海賊品・模倣品の防止などの知的財産保護を通じた正規品輸出の増加
- サービス収支 → 海外ロイヤリティ収益の日本国内への還元
 - ・知的財産制度の整備を通じた特許権、著作権等の使用料収入の増加
 - ・ロイヤリティ送金規制の見直しを通じた特許権、著作権等の使用料収入の国内送金の確保
- 所得収支 → 海外投資収益の日本国内への還元
 - ・無差別待遇、パフォーマンス要求禁止、投資規制の改善などによる投資環境の整備を通じた対外投資の増加

投資関連協定に基づく国家と投資家との紛争解決 (ISDS) 手続とは？

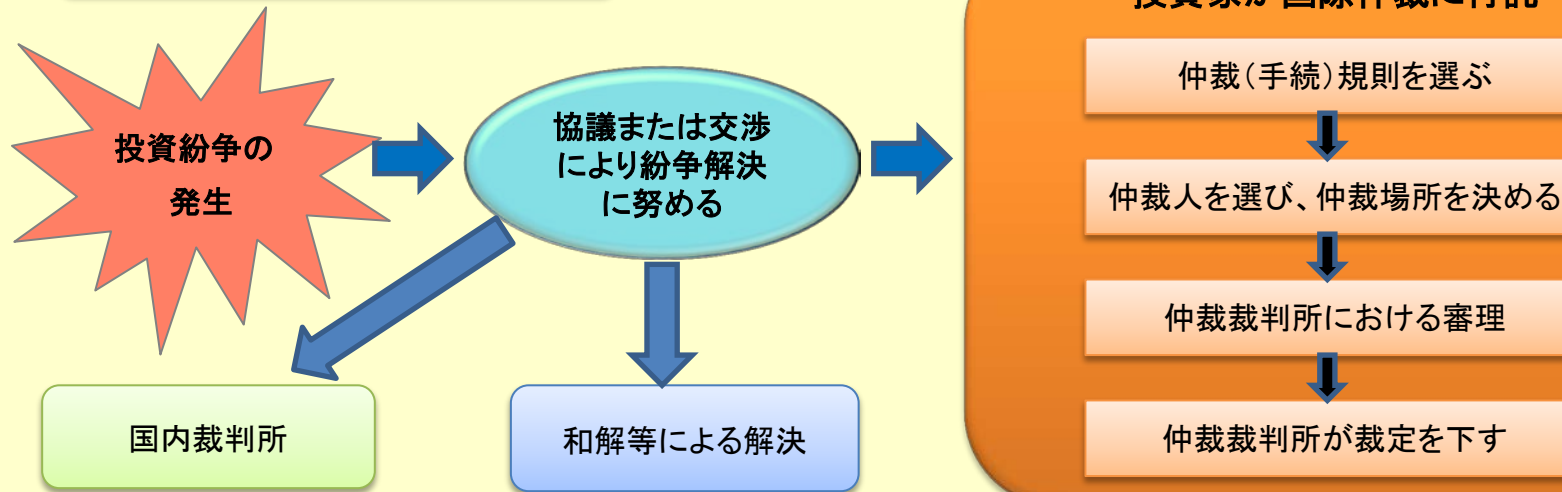
- 投資関連協定(注)において規定される手続で、投資家と投資受入国との間で投資紛争が起きた場合、投資家が当該紛争を国際仲裁等を通じて解決するもの。投資関連協定の多くは、同手続を含んでいる。
- 投資家は投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の司法手続により解決するか、又はISDS手続に付託するかを選択することが出来る。
- 仲裁裁判所は、投資受入国の協定違反及び投資家の損害を認めた場合、賠償支払いを命じるが、投資受入国の法令や政策の変更を命じることはできない。
- なお、ISDSとは、「国家と投資家との紛争解決 (Investor-State Dispute Settlement)」の英文頭文字を略したものである。

(注)ここで投資関連協定とは、二国間の投資協定やEPA/FTAの投資章のことを指す。

なぜ国内の司法手続のみとしていないのか？

- 投資家は、投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の裁判所が投資受入国政府等に対して有利な判断を下しはしないか、という中立性に対する不安がある。
- 投資関連協定において、投資受入国の国内裁判所に加えて、国際仲裁において紛争を解決することができる定めれば、中立的な場で判断を受けられるため、投資家およびその本国にとっては、投資活動を実効的に保護する手段を確保できる。
- 中立的な紛争解決の場を用意することで、投資家の投資が確実に保護されるという期待を高めることにより、外国からの投資が促され、投資受入国にとっても経済発展につながる。
- 投資紛争を投資家との間で直接処理する手段を更に用意することで、投資紛争が外交問題化することを避けることができる。

紛争解決の仕組み



投資関連協定に基づく国際仲裁とは？（一般的な例）

(1) 仲裁(手続)規則

仲裁規則は、仲裁人の選定や審理手続などの仲裁に関する手続を定めている。投資家は、国際仲裁に紛争を付託する場合、投資関連協定が規定する複数の仲裁(手続)規則(次項参照)の中から、当該仲裁で利用するものを選択する。

(2) 仲裁裁判所の構成

3人の仲裁人からなる。仲裁人は、紛争当事者である投資受入国及び投資家が各一名ずつ指名し、第3の仲裁人は原則として紛争当事者間の合意で選定される。

(3) 適用する法

仲裁裁判所は、投資関連協定及び関係する国際法に従って判断する。投資が適法になされたか否か等については投資受入国の国内法に基づいて判断する。

(4) 仲裁裁定

仲裁裁判所の裁定は仲裁人の多数決で決定される。投資関連協定に基づく国際仲裁に上訴の仕組みはない。無効審判の手続は存在する。

(5) 救済措置

投資受入国の協定違反により投資家に損害が生じたことを認定した場合、仲裁裁判所は、損害賠償や原状回復(例は少ない)を命じる。国際仲裁で示しうる判断の内容は、上記のとおり損害賠償や原状回復に限定されており、投資受入国の法令や政策の変更を命じることはできない。

主な仲裁規則(投資家が選択可能な仲裁規則は、協定によって異なる)

● 仲裁機関の規則: 仲裁機関に付属する仲裁規則

投資紛争解決国際センター(ICSID)の仲裁規則

- 仲裁は原則として投資紛争解決国際センター(International Center for Settlement of Investment Disputes: ICSID)で行われる。世銀によるイニシアティブにより1965年の設立条約により設置。条約は現在、147か国が締約国。所在地は米国(ワシントンD. C.)
- 世銀グループの一つだが、事務局は行程管理などの手続的な側面支援を行うのみであり、仲裁判断には加わらない。世銀による仲裁判断への影響は一切ない。

国際商事会議所(ICC)、ストックホルム商業会議所仲裁協会(SCC)等の仲裁規則

- 仲裁地は指定されておらず、当事者の合意に基づき決定される(当事者の合意があれば、どこで行っても良い)。合意がない場合には仲裁機関が決定する。
- 事務局は行程管理などの手続的な側面支援を行う。仲裁判断には加わらない。

● アドホック仲裁の規則: 仲裁機関に付属しない仲裁規則

国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則

- 仲裁地は指定されておらず、当事者の合意に基づき決定される(当事者の合意があれば、どこで行っても良い)。合意がない場合には、仲裁裁判所が決定する。
- UNCITRAL自体はルール(仲裁手続規則)を提供する機関であり、国連は仲裁判断に影響を及ぼさず、行程管理などの手続的な側面支援も行わない。

ISDS手続を含む我が国の投資協定・EPA

ISDS手続は、投資に関連する協定が確実に守られるようにし、海外で活動する日本企業を保護するために有効である。この観点から、日フィリピンEPA(※)を除く全ての投資関連協定において、こうした手続を確保している。

投資協定(15本)

1	日エジプト投資協定	1978年 1月 発効
2	日スリランカ投資協定	1982年 8月 発効
3	日中投資協定	1989年 5月 発効
4	日トルコ投資協定	1993年 3月 発効
5	日香港投資協定	1997年 6月 発効
6	日パキスタン投資協定	2002年 5月 発効
7	日バングラデシュ投資協定	1999年 8月 発効
8	日ロシア投資協定	2000年 5月 発効
9	日モンゴル投資協定	2002年 3月 発効
10	日韓投資協定	2003年 1月 発効
11	日ベトナム投資協定	2004年12月 発効
12	日カンボジア投資協定	2008年 7月 発効
13	日ラオス投資協定	2008年 8月 発効
14	日ウズベキスタン投資協定	2009年 9月 発効
15	日ペルー投資協定	2009年12月 発効

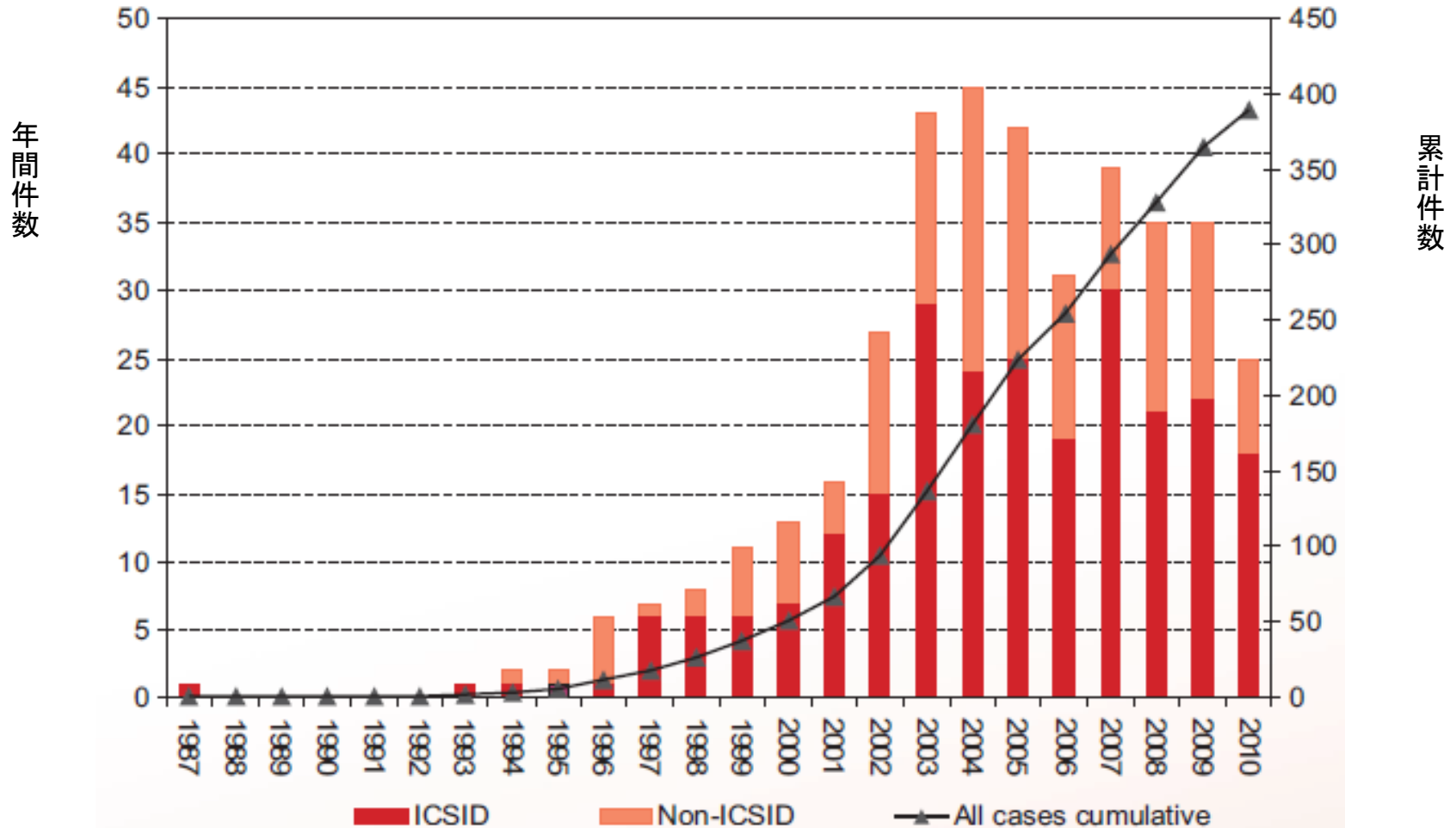
EPA(9本)

1	日シンガポールEPA	2002年11月 発効
2	日メキシコEPA	2005年 4月 発効
3	日マレーシアEPA	2006年 7月 発効
4	日チリEPA	2007年 9月 発効
5	日タイEPA	2007年11月 発効
6	日ブルネイEPA	2008年 7月 発効
7	日インドネシアEPA	2008年 7月 発効
8	日スイスEPA	2009年 9月 発効
9	日インドEPA	2011年 8月 発効

※日フィリピンEPAではISDSの規定を置いていないが、両締約国は、協定の効力発生後に、ISDSの仕組みを設けるために、追加的な交渉を開始する旨規定されている。

国際仲裁の利用の現状①

- 世界の投資関連協定に基づく国際仲裁は、2010年末までの累計で約390件。
- このうち、245件がICSIDに付託され、109件がUNCITRALの手続を利用。



出典: UNCTAD、Latest Developments in investor-state dispute settlement IIA ISSUES NOTE No.1 (2011)

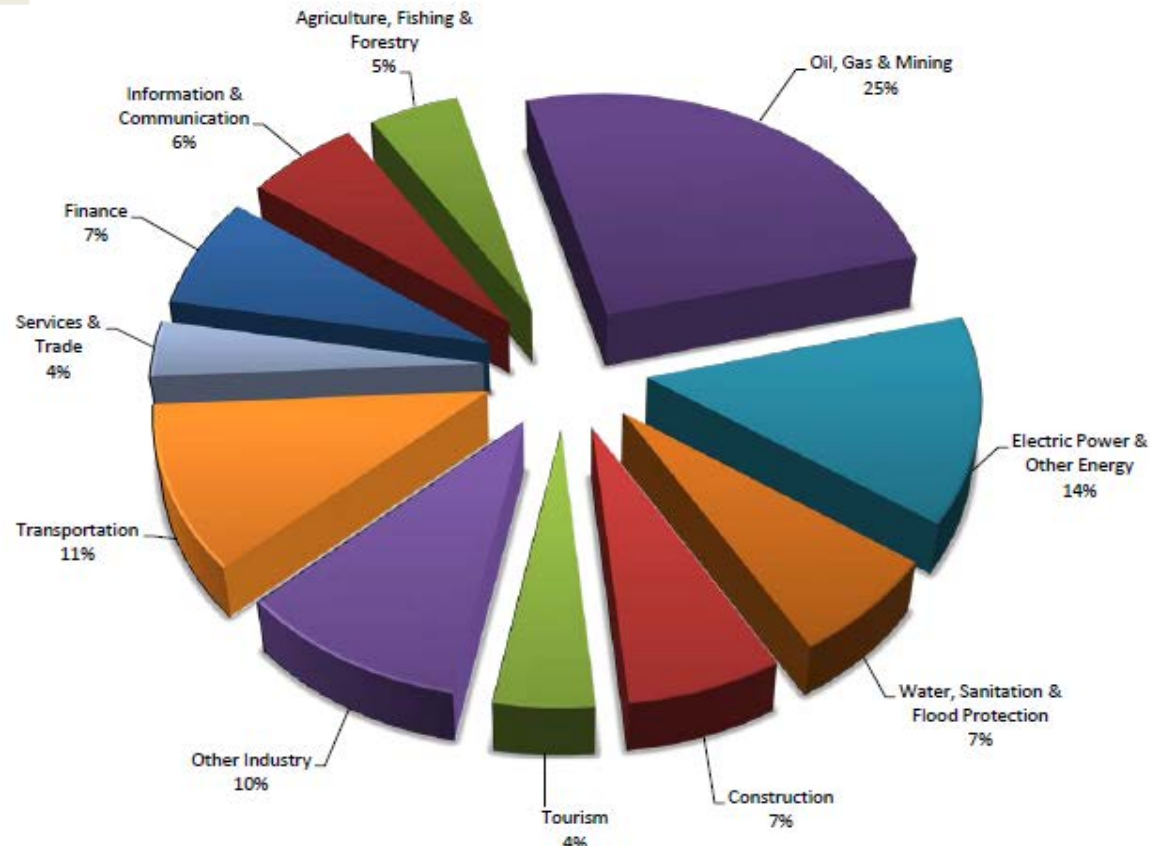
国際仲裁の利用の現状②

- 投資家から提訴された国は、法制度の未整備な発展途上国が過半数を占めており、中南米、東欧、旧ソ連諸国が多い。日本が提訴された実績はない。
- 対象は、エネルギー・インフラ分野を中心として、第一次産業から第三次産業まで幅広い業種に跨っている。

国別の被提訴件数
(2010年末までの累積)

順位	被提訴国	件数
1	アルゼンチン	51
2	メキシコ	19
3	チェコ	18
4	エクアドル	16
5	カナダ	15
	ベネズエラ	
7	ウクライナ	14
	米国	
9	ポーランド	11
10	エジプト	10
	カザフスタン	
12	インド	9
	ボリビア	
	ロシア	
15	トルコ	8
	ルーマニア	
17	グルジア	7
(以下、省略)		
合計		390

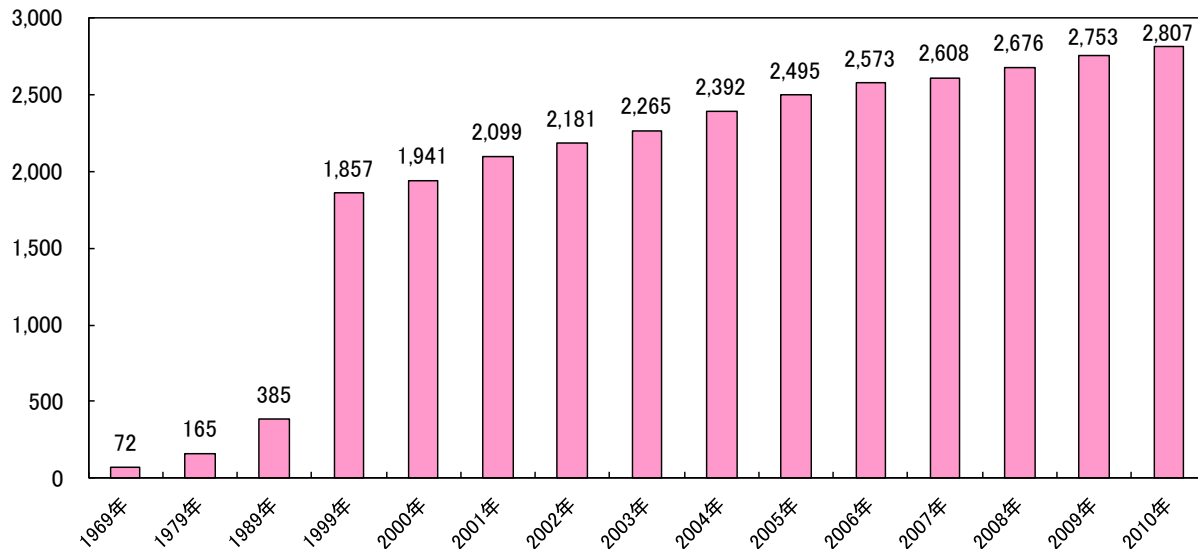
ICSID仲裁に付託された案件の業種別割合(2010
年末までの累積)



世界の投資協定の締結状況

- 世界では1990年第以降、二国間投資協定が急増し、2010年現在、約3,000件が存在する。欧州各国や中国などは100件前後の投資協定を締結している。
- 国家と投資家の紛争解決(ISDS)手続は投資協定及びFTA投資章の中核的規定の一つであり、各国により広く採用されている。OECDによれば、現在世界各国が締結している投資関連協定の大多数がISDS規定を含んでいる。

世界の投資協定数の推移



二国間投資協定の署名数

国名	投資協定署名数
ドイツ	136
中国	127
スイス	118
イギリス	104
フランス	101
韓国	90
米国	47
日本(※)	25(※)

【出所】UNCTAD “Recent developments in international investment agreements (2008-June.2009)”
“World Investment Report 2011”

※日本は、締結済みの投資協定と経済連携協定投資章の合計数(2012年3月現在)。ISDS手続を含む投資関連協定については4ページを参照。

NAFTA(1994年発効)における投資仲裁

被提訴国	件数(※) (投資家の国籍)	内訳				
		投資家勝訴 (投資家の国籍)	投資家敗訴 (投資家の国籍)	和解 (投資家の国籍)	仲裁不成立・ 取下げ等	係属中
米国	15件 (カナダ14件、 メキシコ1件)	0件	7件 (全てカナダ)	0件	5件 (全てカナダ)	3件 (カナダ2件、 メキシコ1件)
カナダ	15件 (全て米国)	2件 (全て米国)	5件 (全て米国)	3件 (全て米国)	3件 (全て米国)	2件 (全て米国)
メキシコ	15件 (米国14件、 カナダ1件)	5件 (全て米国)	7件 (米国6件、 カナダ1件)	0件	3件 (全て米国)	0件

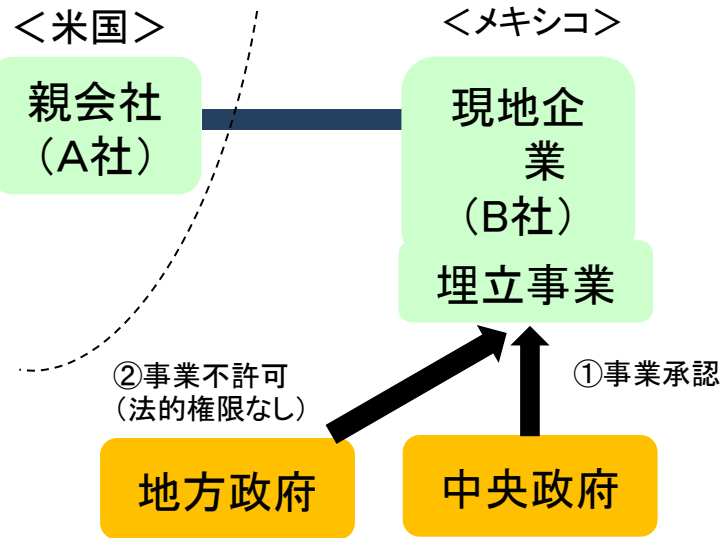
※件数はUNCTADの投資仲裁データベース「DATABASE OF TREATY-BASED INVESTOR-STATE DISPUTE SETTLEMENT CASES」に基づく。内訳については、同データベースに加え、各国政府のホームページ等を参照。

よくあげられる仲裁判例①

(Metalclad 対 メキシコ、2000年 8月30日 仲裁判断)

- 米国企業 vs. メキシコ政府 (仲裁機関: 投資紛争解決国際センター(ICSID))
- 廃棄物の埋立事業

投資の構造



事件の発端

- 米国企業(A社)は、メキシコ中央政府から廃棄物の埋立事業の許可を受けていた現地企業(B社)を買収した。
- 地方政府は、建設地の住民が建設反対運動を始めると、施設の建設停止を命じた。連邦政府は、同社に対して、連邦政府の許可のみが必要であり地方政府は許可を拒否できない旨説明していた。
- 連邦政府及び地元の大学が行った環境評価では、適切な技術をもって施設が建設されれば、同地は有害廃棄物の埋立に適しているとの結論を得ていたが、地方政府は、施設建設地を含む地域を自然保護地域に指定して、操業を禁じた。

仲裁廷の判断

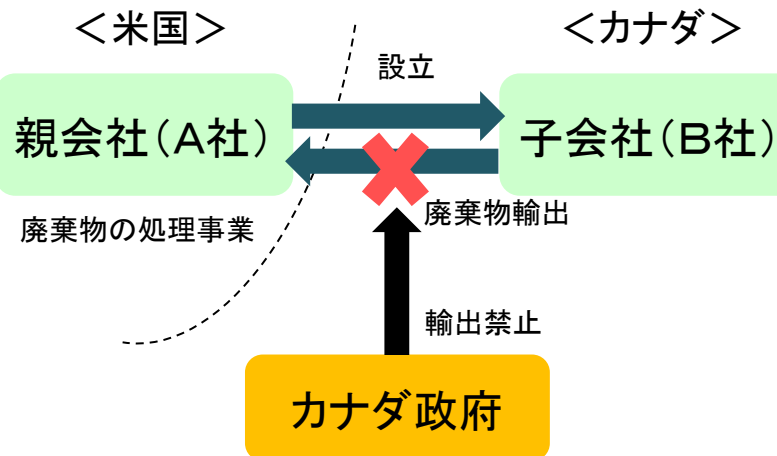
仲裁廷は、①メキシコ政府が地方政府の行為を許容したことにより、廃棄物処理場を操業するA社の権利の否定に同意したといえること、②有害産業廃棄物を許可する排他的権限は連邦政府にあったのであり、地方政府の行為は権限から逸脱していたこと等を指摘した上で、収用禁止の違反等にあたりと判断し、損害賠償として約1669万ドルの支払いを命じた。

よくあげられる仲裁判例②

(S.D. Myers Inc. 対 カナダ、2002年 12月30日仲裁判断)

- 米国企業 vs. カナダ政府 (仲裁規則: 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の規則)
- 廃棄物の処理事業

投資の構造



事件の発端

- 米国企業(A社)は、カナダに子会社を設立して、カナダで取得した廃棄物を米国で処理する事業を進めていた。しかし、カナダ政府の輸出禁止措置により、事業を継続できなくなった。
- カナダ政府は、自国内で廃棄物を処理することは認めていた。ただし、カナダ国内には関連事業を営むカナダ企業は1社しか存在せず、同社はA社の米国工場(オハイオ州)より顧客から遠くに立地(アルバータ州)しているためコストが高く、また、A社のような豊富な事業経験や顧客からの信頼を有していなかった。

仲裁廷の判断

仲裁廷は、カナダが高い水準の環境保護を確立する権利を有していることを認めたものの、輸出禁止は環境政策に根拠を置く措置でなく、カナダ国民を他国民より有利に扱う保護主義を意図したものと認定した。その上で、内国民待遇等の違反を認定し、損害賠償として約386万ドル+利子の支払いをカナダ政府に命じた。

※なお、カナダ政府は、本判断を不服として、カナダ連邦裁判所に判断取消しを求めたが、同裁判所は、仲裁廷の判断が合理的だったこと等を指摘し、連邦政府の請求を却下した。

日系企業の利用事例

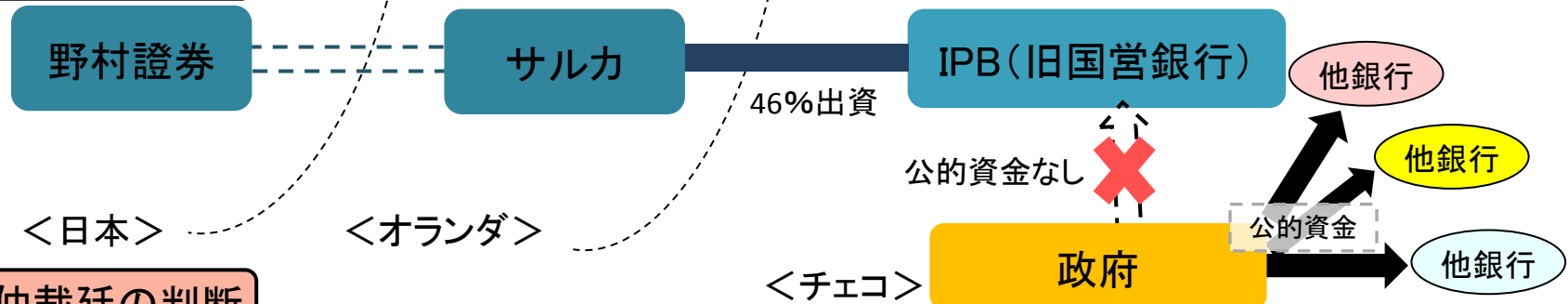
(Saluka Investments BV 対チェコ、2006年3月17日仲裁判断)

- オランダ企業(野村証券の子会社) vs. チェコ政府(仲裁規則: UNCITRALの規則)
- 政府の金融機関支援措置における差別待遇

事件の発端

- チェコの金融市場で重要な地位を占めていた旧国営の4銀行は、いずれも多額の不良債権を抱え、野村証券のオランダ子会社(サルカ)は、このうち1銀行(IPB)の株式46%を保有。
- チェコ政府は、IPBを除く3行には公的資金の投入など財政支援を行ったが、IPBには行わず、IPBの経営はさらに悪化し、最終的には公的管理下に置かれ、別の国営銀行に譲渡された。
- サルカは、一連のチェコ政府の措置がオランダ-チェコ投資協定に違反するとして仲裁廷に申し立てた。本件は、公表されている中で、これまでに日系企業が投資仲裁を使った唯一の事例。

投資の構造



仲裁廷の判断

公正衡平待遇の規定は、投資受入国には投資家の合理的期待を阻害しないことを要求する。チェコ政府の措置・態度は、この公正衡平待遇に違反すると指摘し、約187億円 + 金利分の賠償支払いを命じた。